

平成19年度笠間市一般・特別会計
予算特別委員会記録 第3号

平成19年3月15日(木曜日)午前9時57分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 1) 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算
- 2) 議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算
- 3) 議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 4) 議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 6) 議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算
- 7) 議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 8) 議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算
- 9) 議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 10) 議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算

出席委員

委員長	常井好美君
副委員長	藤枝浩君
委員	野口圓君
"	萩原瑞子君
"	上野登君
"	横倉きん君
"	市村博之君
"	竹江浩君
議長	石碕勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

市	長	山口伸樹君
助	役	石川和宏君

上 下 水 道 部 長	早乙女 正 利 君
水 道 課 長	高 野 幸 洋 君
水 道 課 長 補 佐	市 川 芳 宏 君
水 道 課 業 務 G 長	神 野 悟 司 君
水 道 課 工 務 G 長	鈴 木 伸 男 君
下 水 道 課 長	伊勢山 正 君
下 水 道 課 長 補 佐	福 田 善 一 君
下 水 道 課 農 集 排 推 進 室 長	中 庭 栄 一 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 法 男 君
健 康 増 進 課 長	青 木 隆 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	木 村 秀 夫 君
健 康 増 進 課 健 康 予 防 G 長	内 桶 美代子 君
健 康 増 進 課 係 長	飯 田 君 枝 君
笠 間 保 健 セ ン タ ー 長	川 辺 一 光 君
岩 間 保 健 セ ン タ ー 長	萩 谷 博 君
市 立 病 院 事 務 局 長	中 村 章 一 君
市 立 病 院 事 務 局 係 長	町 田 健 一 君
福 祉 事 務 所 長 兼 社 会 福 祉 課 長	保 坂 悦 男 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	中 沢 英 夫 君
社 会 福 祉 課 福 祉 G 長	飯 田 由 一 君
社 会 福 祉 課 障 害 G 長	豊 田 俊 広 君
子 ど も 福 祉 課 長	町 田 誠 一 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	秋 山 久 男 君
子 ど も 福 祉 課 児 童 支 援 G 長	常 楽 美和子 君
子 ど も 福 祉 課 係 長	小 薬 進 君
と も べ 保 育 所 長	根 本 寿 子 君
高 齡 福 祉 課 長	中 村 一 男 君
高 齡 福 祉 課 長 補 佐	小 林 道 雄 君
高 齡 福 祉 課 高 齡 福 祉 G 長	上 野 学 君
高 齡 福 祉 課 介 護 G 長	石 井 克 佳 君
笠 間 支 所 福 祉 課 長	角 田 邦 夫 君
岩 間 支 所 福 祉 課 長	菅 谷 光 男 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
農 政 課 長	横 田 文 夫 君
農 政 課 長 補 佐	小 池 昌 巳 君

農政課グリーンツーリズム推進室長	磯 祐 一 君
農政課農政企画G長	飯 田 昇 君
農政課農業振興G長	山 口 浩 一 君
農村整備課長	山 口 忠 栄 君
農村整備課長補佐	橋 本 正 男 君
農村整備課土地改良G長	田 代 泰 英 君
農村整備課係長	久 野 穰 君
商工課長	高 安 行 男 君
商工課長補佐	笹ノ間 宏 君
観光課長	井 口 清 君
観光課長補佐	佐久間 智 通 君
笠間支所産業振興課長	藤 田 幸 孝 君
笠間支所産業振興課長補佐	小河原 英 夫 君
笠間支所産業振興課農業G長	鯉 淵 賢 治 君
岩間支所産業振興課長	西 山 政 次 君
岩間支所産業振興課長補佐	内 桶 秀 男 君
岩間支所産業振興課商工観光G長	檜 村 浪 江 君

出席議会議務局職員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
事 務 局 次 長 補 佐	柴 山 昭
事 務 局 主 査	飛 田 信 一
事 務 局 係 長	山 田 正 巳

午前9時57分開議

常井委員長 おはようございます。

委員の皆さん、そして執行部の方々におかれましては、昨日に引き続き大変ご苦労さまでございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

なお、議長にも出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

常井委員長 本日は、上下水道部、保健福祉部、産業経済部所管の一般会計及び特別会計、並びに企業会計歳入歳出予算の審査を行います。

議案説明のため出席を求めた者は、別紙名簿のとおりであります。

本日の会議の記録は、次長補佐をお願いいたします。

また、鈴木貞夫議員から傍聴したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。

それでは、初めに水道課所管の笠間市笠間水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

水道課長高野幸洋君。

高野水道課長 おはようございます。水道課の高野でございます。よろしく申し上げます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、333ページを開いていただきたいと思います。

笠間市笠間水道事業会計からご説明申し上げます。

まず、3条の収益的収入及び支出でございますが、収入ですけれども、水道事業収益8億1,293万5,000円でございます。支出が、水道事業費用としまして同じく8億1,293万5,000円となっております。

4条でございますが、資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入3,147万4,000円、支出、資本的支出2億1,449万4,000円でございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足額1億8,302万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金の方から補てんするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

第5条の継続費でございます。資本的支出の第2次拡張事業費でございます。本年度は42万4,000円、事務費のみでございます。

第6条、次ページお願いします。企業債でございます。建設改良費としまして、限度額1,040万円となっております。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書にてご説明申し上げますので、359ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目の給水収益でございますが、水道料金5億9,383万9,000円でございます。2目の受託工事収益、主な節が配水補償工事収益としまして1,419万5,000円となっております。3目のその他営業収益、主な節としまして加入金1,470万円でございます。

次に、2項営業外収益でございます。3目の他会計補助金でございます。一般会計補助金としまして1億8,610万7,000円でございます。4目の雑収益でございます。2節のその他雑収益347万円でございます。下水道料金徴収の委託料でございます。

次に、361ページ、支出の方をお開きいただきたいと思います。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございます。主な支出としましては、28節受水費3億7,166万円、県水の受水費でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

2目配水及び給水費でございます。16節委託料893万8,000円、量水器の交換の委託、施設補修の委託等でございます。19節修繕費839万1,000円、漏水等の修繕でございます。20節動力費735万8,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

3目受託工事費、16節委託料262万5,000円、33節の補償工事費が1,157万円となっております。

次に、4目の業務費、16節委託料428万4,000円でございます。

5目総係費、次ページをお開きいただきまして、16節の委託料315万円でございます。次ページをお願いいたします。

6目減価償却費、1節の有形固定資産減価償却費1億8,548万3,000円、建物等の減価償却費でございます。

7目資産減耗費、1節の固定資産除却費600万円でございます。

次ページをお願いいたします。

営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息1億1,937万3,000円でございます。2目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税1,500万円となっております。

次ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入の方でございます。1款資本的収入、1項企業債、1目の企業債で、1節企業債でございまして1,040万円となっております。

2項の他会計出資金、1目一般会計出資金、1節の一般会計出資金でございますが、2,023万3,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費でございまして、2目の施設改良

費でございます。主な節としまして、工事請負費 4,810万円、委託料 753万 9,000円でございます。

次ページをお願いします。

2項の企業債償還金、1目企業債償還金、1節企業債償還金 1億 4,943万円でございます。

以上が、笠間市笠間水道事業でございます。

常井委員長 笠間市笠間水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

野口 圓委員 前年度から、予算、水道事業の営業が約 5,000万円ですか、4,000万円ぐらい減っているんですね。これはどういう理由ですかね。

常井委員長 水道課長。

高野水道課長 実質的な数字で、平成18年収入が非常に厳しいということで、3月の補正で減額補正をしたところでございます。実質的な収入を見込みまして、昨年より減額になるということでございます。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 笠間の水道施設率はどのぐらいになっているんですかね。

常井委員長 水道課長。

高野水道課長 給水区域としましては、100%が給水区域になっております。市全体なっております。

ただ、特別な地形のところ、高い山だとかそういうところにつきましては、入っていないところがございます。

常井委員長 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市友部水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

水道課長高野幸洋君。

高野水道課長 それでは、笠間市友部水道事業会計をご説明申し上げます。

371ページをお開きいただきたいと思います。

第3条でございます。収益的収入及び支出、収入の方でございます。1款の水道事業収益 7億 256万 2,000円でございます。支出、1款水道事業費用 7億 256万 2,000円でございます。

4条、資本的収入及び支出でございます。まず、収入の方、収益的収入でございます。3億 252万 2,000円、支出、資本的支出 5億 122万 3,000円でございます。資本的収入

が資本的支出額に対して不足する額 1 億 9,870万 1,000円につきましては、過年度分損益留保資金で補てんしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

第 5 条の継続費でございます。資本的支出、友部拡張事業費、第 3 次拡張県水系低区配水池設置工事でございます。本年度の年割額が 3 億 7,029万 8,000円でございます。

第 6 条、企業債でございます。第 3 次拡張事業費でございます。限度額が 3 億円となっております。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書の 395ページからご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。

収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、水道料金でございます。6 億 6,706万 9,000円でございます。2 目受託工事収益、3 節の配水補償工事収益 415万 5,000円です。3 目その他営業収益、主な節としまして、1 節の加入金 2,520万円でございます。

2 項営業外収益、4 目雑収益、その他雑収益 545万 4,000円でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、主な節としまして、19節修繕費 315万円、20節動力費 3,339万円、28節受水費 2 億 7,735万 8,000円でございます。

2 目配水及び給水費でございます。次ページをお開きいただきたいと思います。16節委託料 834万 6,000円、量水器の交換等の委託でございます。19節修繕費 1,360万 6,000円、漏水等の修理でございます。

次ページをお願いいたします。

4 目業務費、16節委託料 843万 6,000円でございます。

5 目総係費、次ページをお開きいただきたいと思います。16節委託料 315万円でございます。

次ページをお願いいたします。

6 目減価償却費、1 節有形固定資産減価償却費 1 億 7,312万 3,000円、建物等の減価償却でございます。

7 目資産減耗費、1 節固定資産除却費 500万円でございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、1 節企業債利息 6,286万 2,000円でございます。

2 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税 1,600万円となっております。

次ページ、403ページでございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、1 節企業債で 3 億円でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目の施設改良費、1 節工事請負費 3,552 万円、委託料 295 万円。2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、1 節企業債償還金 9,844 万 7,000 円となっております。5 項友部拡張事業費、2 目配水管布設費、1 節工事請負費 3 億 5,879 万 8,000 円でございます。2 節委託料 350 万円となっております。

以上でございます。

常井委員長 笠間市友部水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉さん委員 404 ページの 5 項で、2 目の配水管布設費 3 億 6,229 万 8,000 円ですが、どのぐらいの長さですか。配水の管の長さ、どの地域にやるのかどうか、伺います。

常井委員長 水道課長。

高野水道課長 この説明にも書いてありますとおり、県水系低区配水池設置工事費ということで、配水池の築造工事、それから電気設備工事、薬注設備工事、そのほか配水施設の中に配管がございますので、その配管工事、電動弁、それから緊急遮断弁、こういうような工事でございます。これにつきましては、南友部の田園がございますね、北山霊園に行く途中の。こっちから行きますと左側のところにつくる予定でございます。

常井委員長 ございませんか。

横倉委員。

横倉さん委員 ちょっとよくわからないんですが、そこからすぐ引ける、配管するかどうか、水道の普及に対して、それからすぐ引けるというか、そういうものなんでしょうか、これは。

常井委員長 水道課長。

高野水道課長 科目が配水管布設費となっておりますが、広い意味での配水管布設ということで、それらに絡むものすべて含んでございます。ですから、今回の場合には、本当に水道の本管を布設するというよりは、施設をつくるという意味合いが強いです。ですから、そこから直接給水をするということじゃなくて、そこから配水管を通しまして給水をするということで、配水管の方の工事は、現在やってある工事のところへ接続するということでございます。

常井委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市岩間水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

水道課長高野幸洋君。

高野水道課長 405ページをお開きいただきたいと思います。

笠間市岩間水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収入、1款水道事業収益3億5,282万5,000円、支出、水道事業費用3億5,282万5,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。収入、1款資本的収入1,752万3,000円、支出、1款資本的支出5,605万4,000円ございまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,853万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金によって補てんしております。

第5条、企業債でございます。建設改良費、企業債の限度額1,500万円となっております。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書429ページでご説明申し上げます。

収益的収入及び支出、収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金3億691万1,000円でございます。2目受託工事収益、主な節としまして、配水補償工事収益2,597万5,000円でございます。3目その他営業収益、1節加入金787万5,000円となっております。

次に、2項営業外収益でございます。3目他会計補助金、1節一般会計補助金1,016万7,000円となっております。

431ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、主な節としまして、20節の動力費1,077万3,000円、28節受水費1億3,867万9,000円となっております。2目配水及び給水費、16節委託料478万9,000円でございます。次ページをお願いいたします。19節修繕費469万8,000円、漏水の修理でございます。3目受託工事費、主な節としまして、33節補償工事費2,253万8,000円でございます。

434ページをお開きいただきたいと思います。

5目総係費の16節委託料315万円でございます。水道事業基本計画の作成費でございます。

次ページ、435ページをお願いいたします。

6目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費8,283万6,000円、7目資産減耗費、1節固定資産除却費400万円。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息2,387万1,000円、2目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税700万円となっております。

437ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の方でございまして、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1節の企業債 1,500万円でございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費、1節工事請負費 3,023万 4,000円となっております。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、1節企業債償還金で 2,373万 4,000円でございます。

以上でございます。

常井委員長 笠間市岩間水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

萩原委員。

萩原瑞子委員 三つに共通しているんですけども、友部、岩間、笠間ですか、受水費というのは県の受水ですけども、これは単価同じなんですよ。それで、それぞれの受水量が違うから金額は当然違うんですけども、それに使っている薬品の量が違うんじゃないかと思うんですけども。金額が量によって違うと思うんですけども、旧笠間地区が一番受水量が多いと思うんですけども、薬品は少ないんですよ。受水が少ない岩間等はそれなりの薬品を使っているという感じに見られるんですけども、その点をちょっとご説明いただければと思います。

常井委員長 水道課長。

高野水道課長 薬品でございますが、県水の受水に関して薬品を使っているというのは、浄水で来ておりますので薬品は使ってはおりません。ただ、塩素が、時間がたつと落ちてきますので、殺菌に支障を来す場合がありますので、塩素の薬品は少量は使っております。

それ以外で薬品が多いというのは、友部の水道事業、岩間の水道事業は自前の浄水場を持っております。それに使う薬品がかかっているというところでございます。笠間の場合には90%から95%が受水でございますので、薬品はかからないということになっております。

常井委員長 次、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

水道課長高野幸洋君。

高野水道課長 それでは、439ページをお開きいただきたいと思っております。

笠間市工業用水道事業会計の予算を説明申し上げます。

第3条でございます。収益的収入及び支出、収入でございまして、1款工業用水道事業

収益 3,611万円、支出の方で、1 款工業用水道事業費用 3,611万円となっております。

詳細につきましては、予算に関する説明書の方で説明申し上げます。

457ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出、収入でございます。

1 款工業用水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、1 節水道料金 3,610万 6,000円でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。

1 款工業用水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄配水費、19節修繕費 202万円、20節動力費 533万 7,000円となっております。次ページをお願いいたします。3 目減価償却費、1 節有形固定資産減価償却費 1,730万 8,000円、建物等の減価償却でございます。

2 項営業外費用でございます。次ページをお開きいただきたいと思います。1 目消費税及び地方消費税、1 節消費税 110万円となっております。

以上でございます。

常井委員長 笠間市工業用水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 28 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、下水道課所管の笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

下水道課長伊勢山 正君。

伊勢山下水道課長 下水道課長の伊勢山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座ったままで説明をさせていただきます。

平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

お手元の予算書の 257ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ28億 195万 1,000円と定めるものでございます。

続きまして、飛ばしていただきまして、265ページをお開きいただきたいと思います。

まず、最初に歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金 8,941万 9,000円のうち、主に受益者負担金 8,560万 4,000円を見込んでおります。また、2 款使用料及び手数料 4 億 4,776万 2,000円につきましては、公共下水道使用料 4 億 4,689万 2,000円が主なものとなっております。

ページを返していただきまして、3 款国庫支出金 3 億 460万円につきましては、公共下水道事業に対します設計委託料及び管渠工事費等の国庫補助金を計上してございます。

4 款県支出金 1,650万円につきましても、管渠工事費等の県補助金を計上してございます。

6 款繰入金 10億 1,298万 5,000円につきましては、公債費等に充てるために計上してございます。

続きまして、市債 9 億 2,960万円につきましては、下水道の建設に充てるための下水道事業債 6 億 7,530万円及び資金不足を補うための資本費平準化債 2 億 5,430万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

268ページをお開きいただきたいと思います。

1 款下水道費、1 項下水道総務費、1 目下水道総務費についてでございますが、業務担当の標準的な経費のほかに、上下水道事務所の維持管理経費を計上してございます。

業務担当の主なものといたしましては、13節委託料 1,207万 9,000円のうち、主なものにつきましては、下水道使用料の賦課徴収業務を水道課に委託しております経費 1,029万 8,000円でございます。

続きまして、270ページをお開きいただきたいと思います。

27節公課費 3,225万円につきましては、消費税の見込み額を計上してございます。

次に、2 目下水道管理費についてご説明いたします。

管理担当の標準的な経費及び処理施設等の維持管理経費を計上してございます。その主なものといたしましては、11節需用費、光熱水費 2,400万円につきましては、浄化センター友部の電気料でございます。修繕料 4,100万円につきましては、かくはん機及び伝送汚泥ポンプ等の修繕費を計上してございます。

13節委託料 1 億 2,404万 2,000円の主なものにつきましては、施設管理委託料 9,500万円、現在二つある浄化センターを、一括して現在の使用発注から性能発注といたしまして、しかも3年契約で維持管理業務を委託する、いわゆる包括的民間委託としてその経費を計上したところでございます。そのほか汚泥処理委託料 682万円につきましては、汚泥の運搬費用を計上してございます。

次に、管路調査委託料 1,365万円につきましては、美原団地及び松山団地の管路調査委託料を計上しております。そのほか下水道台帳補正業務委託料 590万 1,000円を計上してございます。

15節工事請負費 3,120万円につきましては、大古山橋のかけかえ工事に伴います管路布

設がえ工事、そのほか道路補修費等を計上してございます。

19節負担金補助及び交付金 3,606万 4,000円の主なものにつきましては、汚泥処分に伴います那珂久慈汚泥焼却炉施設維持管理費負担金 3,599万 8,000円を計上してございます。続きまして、272ページをお開きいただきたいと思います。

2項下水道建設費、1目下水道建設事業費の予算内容でございますが、工務担当の標準的経費、それに建設費に関する経費を計上してございます。工務担当の標準的経費といたしましては、8節報償費 510万 9,000円、これにつきましては受益者負担金前納報奨金を計上してございます。また、11節需用費、消耗品 255万円につきましては、下水道課共通で使用いたします事務用品等を計上してございます。

13節委託料 1億 4,010万 1,000円の主なものにつきましては、管路設計等の委託料 1億 3,900万円で、管路設計及び処理場増設の委託料を計上してございます。管路設計につきましては、昭和町、八幡下、それに南友部地区の設計を予定しております。また、処理場増設に伴う委託料につきましては、今年度支出分といたしまして 8,000万円を予定しております。

ページを 261ページに戻っていただきまして、笠間市浄化センター等増設事業といたしまして、平成22年度までの債務負担行為を設定するものでございます。処理場増設工事に伴う事業といたしまして、22年度までの継続事業として債務負担行為を設定するものでございます。

大変申しわけございませんが、また 273ページの方に戻っていただきたいと思います。

15節工事請負費 8億 5,900万円につきましては、笠間地区では下市毛、石井地区などの管路工事を予定しております。友部地内では、旭町、平町、さらに大沢地区を予定しており、岩間地内では下郷地区、泉地区の管路工事、この工事請負費を計上しております。

22節補償補填及び賠償金 1,821万 5,000円につきましては、管路工事に伴う水道管等移設補償費を計上してございます。

続きまして、2款公債費、1目元金 7億 2,707万 5,000円につきましては、下水道事業長期債元金償還金でございます。また、2目利子 5億 7,447万 7,000円につきましては、長期債利子を計上してございます。

274ページをお開き願いまして、3款予備費 500万円につきましては、不測の事態が生じた場合の費用でございます。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

常井委員長 笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

萩原委員。

萩原瑞子委員 笠間地区だけで結構なんですけれども、下水道の普及率というか、つな

いであってそれを利用しているパーセンテージを教えてくださいと思います。

常井委員長 下水道課長。

伊勢山下水道課長 ただいまのご質問でございますけれども、笠間地区の水洗化率につきましては60%という状況でございます。

常井委員長 ほかにございませんか。

横倉委員。

横倉さん委員 公債費ですが、元金と利息で13億円ですか、そのほかの今までの累積赤字というか、それはどのくらいになっているんでしょうか。

それと、ここでも出ましたので、友部の工事が済んでいるところ、公共下水道の敷設、利用できる面積というか、率はどのくらいで、実際利用しているのがどのくらい普及しているか、それもお願いします。

常井委員長 下水道課長。

伊勢山下水道課長 まず、第1点目のご質問でございますけれども、今までの公債の残高という考え方でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

伊勢山下水道課長 18年度末の見込みで 188億 5,609万 2,000円でございます。お手元の予算書の 283ページに記載させていただきます。

続きまして、友部地区の水洗化率でございますけれども、友部地区につきましては約82%の水洗化率となっております。また、全体計画から見た整備率でございますが、42.8%という状況でございます。

以上でございます。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 利用できる状態になってもなかなか入れないという、一つの原因とか、多くの原因、どういうふうに見ておられるか、お願いします。

常井委員長 下水道課長。

伊勢山下水道課長 いろんな問題がございますが、まず最初に、今の経済状態も一つの原因であるかなと思います。受益者負担金と、排水設備を行うのには数十万円の工事費もかかりますので、その辺のことでなかなかつなぎ込みが進んでないというのが主な原因であるかなと思っております。

常井委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

下水道課長伊勢山 正君。

伊勢山水道課長 それでは、平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の 285ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 7,880万 2,000円と定めるものでございます。

続きまして、飛ばしていただきまして、 291ページをお開きいただきたいと思います。

まず、最初に歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金 677万 2,000円につきましては、枝折川地区及び岩間南部地区の分担金でございます。

2 款使用料及び手数 4,644万 8,000円につきましては、市原地区、北川根地区、安居地区、そして今年度供用開始を予定しております枝折川地区、岩間南部地区の使用料を見込んでおります。

続きまして、3 款県支出金につきましては、 292ページとまたがりますけれども、7,723万 5,000円につきましては、農業集落排水事業の管路工事、処理場外構工事費の県補助金及び下水道事業債の償還に対します県交付金でございます。

4 款繰入金 2 億 7,364万 4,000円につきましては、農業集落排水施設建設費及び公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

7 款市債 7,470万円につきましては、農業集落排水施設建設費用に充てるための借入金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

293ページをお開きいただきたいと思います。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費、1 目農業集落排水施設管理費についてでございますが、管理担当の標準的な経費及び処理場の維持管理経費を計上してございます。

管理担当の標準的経費の主なものとしたしましては、11節需用費、光熱水費 2,073万 1,000円につきましては、市原処理場、北川根処理場、安居処理場、及び新規供用開始地区の電気料を計上してございます。修繕料 664万 1,000円につきましては、市原、安居処理場の破砕機オーバーホール、北川根処理場のかくはん機オーバーホール等々を計上してございます。

12節役務費 1,580万 9,000円の主なものにつきましては、各処理場の電話料及び郵送料として通信運搬費 172万 4,000円、さらに各処理場から排出する汚泥くみ取り手数料 1,374万 5,000円を計上しております。

13節委託料 1,984万 4,000円の主なものとしたしましては、各処理場の維持管理委託料 1,850万円を計上してございます。

294ページをお開きいただきまして、19節負担金補助及び交付金 211万円の主なものと

いたしましては、19年度供用開始を予定しております枝折川地区及び岩間南部地区の排水設備融資あっせん規則に基づきます利子補給補助金を計上してございます。

27節公課費 315万円につきましては、消費税納付を見込んで計上してございます。

続きまして、2項農業集落排水施設建設費、1目農業集落排水事業建設費についてでございますが、工務担当の工事設計費及び施設建設に関する経費を計上してございます。

工務担当の標準的経費といたしましては、8節報償費80万 4,000円で、これにつきましては、供用開始を予定しております地区の竣工記念品代を計上してございます。

11節需用費、消耗品費 200万 2,000円につきましては、事務用品等を計上してございます。

13節委託料、設計業務委託料 650万円につきましては、枝折川地区及び岩間南部地区の今年度工事を行います外構工事等の設計委託料を計上してございます。そのほか次期要望地区であります友部北部地区の調査業務委託料を計上してございます。

15節工事請負費 1億 3,500万円につきましては、枝折川地区の外構工事費及び岩間南部地区の外構工事と管路工事費を計上してございます。

次に、25節積立金 782万 5,000円につきましては、下水道事業債償還に充てるための積立金として計上してございます。

296ページをお開きいただきたいと思います。

2款公債費、1目元金 1億 1,601万 8,000円につきましては、農業集落排水事業長期債元金、また2目利子 8,729万 6,000円につきましては、長期債利子を計上してございます。

そのほか、3款で予備費として 100万円計上してございます。これは不測の事態が生じた場合の経費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

常井委員長 笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

市村委員。

市村博之委員 1点だけ、農業集落排水事業の受益者戸数というのは全体で何戸ぐらいなんですか。

常井委員長 下水道課長。

伊勢山下水道課長 各地区ごとで受益者が分かれてございまして、現在供用開始をしている地区、それと現在工事を行っている地区それぞれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

伊勢山下水道課長 まず、最初に市原地区でございまして、297戸でございます。北川根地区が 306戸でございます。枝折川地区、これは現在工事中でございますが、260戸でございます。岩間へいきまして、安居地区が 188戸でございます。岩間南部地区が 330戸でございます。

以上でございます。

常井委員長 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

以上で、上下水道部所管の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

11時まで休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時01分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより保健福祉部所管の審査に入ります。

初めに、保健センターを含む健康増進課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

保健増進課長青木 隆君。

青木（隆）健康増進課長 それでは、早速ではございますけれども、歳入の方からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書21ページをお開きいただきます。

14款の国庫支出金でございます。次の22ページをお開きいただきます。一番上でありまして、2目衛生費国庫負担金 1,300万円、本年度予算でございます。これは老人保健事業の負担金であります。基準額 3,900万円に対して3分の1の歳入がございます。これらを見ております。

次に、25ページをお開きいただきます。

県支出金であります。2目の衛生費県負担金、同じく本年度 1,300万円の予算であります。国庫と同額の歳入を見ております。

次に、26ページをお開きいただきます。

3目の衛生費県補助金でございます。これらにつきましては、献血事業事務費の補助金でございまして、18万7,000円の収入でございます。

次に、34ページをお開きいただきます。

雑入でございます。35ページでありますけれども、中ほどで、上から13番目でございますけれども、老人保健事業費負担金の 1,915万7,000円、これは胃がん、子宮がん等各種検診の個人の負担金の収入を見ております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

77ページをお開きいただきます。

4 款の衛生費でございます。1 目の保健衛生総務費でございます。これらにつきましては、職員30名の人件費のほかに、市の嘱託医に対する年額報酬、それから日曜祭日の休日診療を医師会の方に委託しております。それらに係る費用でございます。

まず、一番上でありますけれども、1 目の報酬につきましては、77ページの一番上でございますけれども、市嘱託医の報酬につきましては 557万円でございます。年額、医師の方が10万円、歯科医師の方が7万円という基準単価で支出しております。

次に、7 節の賃金につきましては、保健師と臨時看護師等の賃金分を見ております。

13節の委託料 876万円につきましては、年末年始、日曜祭日の休日診療の委託ということで予算を計上しております。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、負担金が11件、補助金が1件というものになっております。78ページをお開きいただきます。この負担金補助及び交付金の下から3行目で、救急医療二次病院運営事業負担金ということで 365万 4,000円の支出を見ております。これは19年度初めてのことになります。

この負担金につきましては、国の三位一体改革によりまして、救急医療二次病院運営事業が県から市町村の方に地方交付税ということで税源が移譲されたための負担金であります。この負担金は、均等割と人口割によって県の基準によって算出しております。

県内には医療圏が11に分かれておりまして、笠間市は、水戸及び常陸太田、ひたちなか保健医療圏のグループに入り、その中の構成は11市町村で、そこに二次医療と指定された12の病院があります。この近くには、水戸市内にある済生会とか水戸日赤病院があります。

この二次病院と申しますのは、手術や入院を要する重症の患者を休日夜間においても引き受ける病院であります。県立病院につきましては、二次病院ではありますけれども、県立ということで、この補助の負担金の中には含まれておりません。

次に、献血連合会の補助金ということで 126万円の予算でございます。

次に、予防費に入らせていただきます。予防費につきましては、乳児の予防接種、それから高齢者のインフルエンザ、各種住民健診、成人のリハビリ、訪問歯科事業というような予算をこの中で見ております。

主なものについて説明を申し上げます。

79ページの上の方でありまして、需用費の中で、医薬材料費ということで 1,704万 6,000円、これは三種混合、それから麻疹、風疹の医薬材料費が主なものでございます。

次に、13節の委託料でございます。健康診断検査委託料ということで 7,804万 8,000円、基本健診に係る費用が主でございます。

次に、インフルエンザ予防接種委託料ということで、65歳以上の方に対して 2,020万円、1人頭 2,000円の予算を見ております。

予防接種委託料の 1,703万 8,000円につきましては、BCGとか三種混合、麻疹、風疹等に対する医師に対する委託料でございます。

次に、その下で、各種検診委託料ということで 6,985万 8,000円につきましては、胃がんとか大腸がん、子宮がん等に対する検診の委託料でございます。

次に、80ページをお開きいただきます。

3目の母子衛生費でございます。この項目は、母子の健康保持を図ることで、それぞれの教室相談事業を実施しているものでございます。1歳6カ月とか3歳児の健診、2歳児の歯科健診、離乳食の教室、それから各種教室ということで、妊娠期、離乳食、それから発達障害の子供の相談、教室等の予算でございます。

主なもので、13節の委託料がありまして、健康診断検査委託料ということで 1,581万 9,000円の予算でございます。これらにつきましては、県の医師会の方に、妊産婦、乳児の健康管理のために出産前の健診ということで2回分を見ております。

次に、4目の地域保健対策推進費でございます。

ここは、主に食生活改善関係と、それから19年度新たに健康運動体操の事業ということでスタートする予算を見ております。

具体的には、8節の報償費ということで 121万円、講師謝礼ということになってございます。この健康体操事業につきましては、壮年層、特に40歳から64歳を想定するわけでありまして、旧笠間、友部、岩間地区3地区に健康運動指導士、スポーツインストラクターとか生涯スポーツ指導員等の専門の指導士をお願いいたしまして、週1回、主に3センターで実施したいと思っておりますけれども、壮年層にも健康づくりに楽しく取り組んでいただきまして、ひいては医療費の抑制に寄与するということを目標に、一つのスパンで3カ月、具体的には5月、6月、7月ということで実施いたしまして、8月には次の準備をしまして9月、10月、11月、それから次の年の1月、2月、3月という形で、主にストレッチ系というんですが、リズムウォーキングとか言葉はあるんですけれども、リラクゼーションストレッチというような、体を動かして、器具を使わないでやろうという計画で、友部、笠間については、できれば勤め帰りの方でもできるように夜を考えております。それから、笠間については昼間を考えております。それらの状況を見ながらやっていきたいという内容でございます。

次に、82ページをお開きいただきます。

6目の保健センター管理費でございます。保健センター管理費につきましては、11の需用費で修繕料ということで 200万円、これは友部駐車場の舗装の修繕を予定しております。

それから、13節の委託料で、4番目で設計業務委託料の 100万円があります。これは岩間の保健センターの防水工事の設計と管理を委託料として予定しております。

次に、14節の使用料及び賃借料の土地賃借料につきましては、友部保健センターの賃借料 439万円でございます。

15節の工事請負費 1,200万円、これらにつきましては、岩間保健センターの屋上の防水工事、雨漏りがしている関係で防水工事を見ております。

増進課の分につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

常井委員長 保健センターを含む健康増進課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉さん委員 健康診査をされていると思うんですが、受診者、年間で去年と比べて受診率はどの辺になっているんでしょうか。

それと、健康体操事業が、ことしから40歳から64歳までということですが、これはどういう、回覧とかなんか、広報はどのようにされているのか。そしてまた、地域に健康推進員さんなんかもいると思うんですが、どういう形で実際行われるのか。これはこれからですよね。

また、ここの土地の賃借料ですが、これは長く使うものでしょうけれども、地主さんとの交渉は、買い取りとかそういうことはされているのでしょうか。

常井委員長 健康増進課長。

青木（隆）健康増進課長 一つ目の健診の実績状況ということでありまして。今年度まだ全部完了はしておりませんが、40歳以上の基本健診、俗に言う血液等の絡みでやりますと、現在で1万655人がやっております。ちょっと今、17年度については合計させていただきます。

次に、健康体操の関係でありますけれども、具体的には5月から開始を考えております。今、健康体操指導士等と具体的な内容について詰めております。募集につきましては、市報を考えております。4月に入りましたら、市報で住民の方に広報して集めるということでご了解をお願いしたいと思います。

次に、土地の借地の件であります。今のところ、買収という計画についてはしておりません。

以上です。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 健康体操で、これは夜やるということですよ、今考えているのは、昼と夜もですか。笠間が昼間で、友部、岩間が夜ということですよ、今おっしゃられたのは。

そうすると、これ本当に夜やって、週に1回、土曜とか日曜を考えているんでしょうか。勤めの方が夜というのは、ちょっとなかなかかなと思うんです。やはり主婦の方なんかだと昼間の方が出やすいのかなと思うんですが、どうなんでしょうかね、その辺。

それから、こういう公共的な土地のもし買収になった場合に、税金は売った方ではかかるんですか。前は、公共的なものにどうしても売ってほしいという場合に、税金の問題ありますよね、売った方が税金かかると。そういう点では、公共施設とか学校建てるとか、

そういうときには税金が控除されるというか、税金かからないと。昔というか、そういうことがあるんですが、その点はどうなんでしょうか。

常井委員長 健康増進課長。

青木（隆）健康増進課長 夜についてはどうかということでありますけれども、試みとしましては、7時半から8時半程度を予定しているんですけれども、できれば勤めている人をターゲットに考えてみようということでありますので、そういう方にも健康づくりの意識を高めてもらって、実施をして、少しでも意識を持ってもらうという考えがありますので、まずはやってみたいと。

それから、夜ばかりでも何でありますので、笠間地区においては昼間も設定をしまして、3カ月スパンでやりますので、そういう状況を見ながら、また反省改良をしながら実施をしていきたいと思っております。

常井委員長 保健福祉部長加藤法男君。

加藤保健福祉部長 今の借地、税制の問題ですけれども、借地権を設定しちゃいますと税法上の特例措置は受けることができませんので、買収目的時には一般の普通買い取りということになると思いますので、なかなか難しいのかなということはあると思います。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 工事請負費の1,200万円なんですけれども、岩間の保健センターの雨漏りというんだけれども、あそこは10年たっていないんじゃないかなと思うんですけれども、具体的にちょっと教えていただきたい。

常井委員長 健康増進課長。

青木（隆）健康増進課長 岩間の保健センターにつきましては、玄関を入れていって、今、社会福祉協議会がいるんですけれども、その上のあたりの雨漏りがひどいように思います。それで、考えているのは、全部補修をするというものでございます。

細かい内容につきましては、所長の方から説明をさせます。

常井委員長 岩間保健センター長萩谷 博君。

萩谷岩間センター長 平成2年の4月に完成をいたしまして、ことしで17年目になります。それで、面積についてですが、延べ床面積1,030.98平米です。1階が881.51平米、2階が149.47平米です。

以上です。

常井委員長 ございませんか。

萩原委員。

萩原瑞子委員 先ほど横倉さんからもご質問ありましたけれども、健康体操の件なんですけれども、3カ月スパンで実施するということは、その3カ月間で大体動きを習得できるということなんでしょうね。それで、また各自おうちでもできるという感じの3カ月なんでしょうか。

それと、夜をやるということは、今、メタボリックシンドローム、そういった方のお勤めの男の方、女性も多いと言われてはいますが、そういう方に対することであろうと思うので、夜やるということはいいいんじゃないかなと思います。

3カ月スパンでその体操を習得できるのかどうかということと、今まで県の方で健康体操の募集があって、そこに行っている方が笠間地区でも何人かいらっしたんですが、その人たちを指導員にするとかというのはまた別の体操なのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

常井委員長 健康増進課長。

青木（隆）健康増進課長 3カ月スパンにつきましては、保健的な形も含めまして、それから栄養的な部分も含めて真ん中と。

最初にその人の、例えば考えているのは、アンケートをとって、その人が今どういうふうで何を求めているのかということを取りまして、それらに対して保健的、栄養的な指導も含めて3カ月を一つの目安にするということです。それで、なるべく多くの方にかかわってもらおうということで、また新たな方を募集をしたいと考えております。3カ月終わった場合には、自分なりに違う場所で継続していただければということで、なるべく多くの方に参加をしていただきたいということで、一応3カ月のスパンということで考えております。

それから、今、萩原委員、多分の話ですけれども、シルバーリハビリの方かなと思っております。それらにつきましては、今、笠間市全体でまとまって会をつくろうという話になってはいて、あれはどちらかといえば高齢者の方のリハビリでありまして、今考えている40歳以上の方については、シルバーリハビリの方とはちょっと違ひまして、健康運動指導士ということで、これは厚生労働大臣の認可の指導士なんですけれども、シルバーリハビリはどちらかといえば高齢者と考えていただければ、そういう意味では内容は違ひとご理解いただいで結構でございます。

常井委員長 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康増進課長。

青木（隆）健康増進課長 先ほど17年度の数字を答えられませんでした。それらについてご報告申し上げます。

1万639でございます。18年度が1万655ですので、ほとんど同じという数字でござい

ます。

以上でございます。

常井委員長 質疑を終結いたします。

ここで、入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 31 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間市立病院事業会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

市立病院事務局長中村章一君。

中村（章）市立病院事務局長 市立病院の中村です。よろしく申し上げます。

それでは、市立病院事業会計予算についてご説明いたします。

市立病院は、国民健康保険の直診病院として、また市民の身近な病院として、疾病の早期発見と早期治療に努めるとともに、医療弱者に対する支援や訪問診療を積極的に行い、また保健センターの保健予防業務などについても積極的に協力し、市民の医療、福祉、介護などに寄与しております。

しかし、老人保健法の改正による高齢者の負担増やサラリーマンの3割負担、薬の長期投与、たび重なる診療報酬の削減、また前院長の退職などにより、経営状況は大変厳しくなっております。

本年度より、病院のあり方などについて各界各層の方々にご協議いただきたく検討委員会を開催してまいります。

それでは、307ページをごらんいただきたいと思います。

業務の予定量は、第2条にありますように、年間患者数は、入院については延べ4,380人、外来については延べ2万8,910人、1日平均にいたしますと、入院は12人、外来は118人を予定しております。

次に、病院事業は企業会計をとっておりますので、営業的な部分の予算である第3条収益的収入及び支出の予定額ですが、病院事業収益は5億2,779万1,000円、内訳といたしましては、本来の医業による収益は4億5,843万6,000円、一般会計からの補助金など医業以外での収益については6,935万2,000円を、一方、支出では、人件費や薬の購入、また施設を運営するための経費などの医業費用が5億2,142万5,000円、企業債の償還利子などの医業外費用で486万2,000円を予定しております。

次に、資本的な部分の予算である第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入では、地方公営企業の繰り出し基準に基づき一般会計からの出資金を1,346万2,000円、次に、ページを返していただきまして、308ページをごらんいただきたいと思います。支出ですが、

企業債償還金 2,019万 5,000円は、本年度分の元金の償還金であります。

なお、18年度末の企業債残高は1億 887万 8,000円であります。

次に、第5条では一時借入金の限度額を2億円と定め、第6条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2億 3,691万 4,000円と交際費5万円とするものであります。

次に、第7条他会計からの補助金では、一般会計から受ける負担金補助金及び出資金の額を定めるもので、収益的収入の(1)保健衛生活動に要する負担金と(2)企業債利子償還に要する負担金及び(3)病院運営費補助金のうち475万 2,000円と資本的収入の(1)企業債元金償還に要するに出資金については、先ほどもご説明しました繰り出し基準に基づくものであります。

次に、第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億 7,090万円と定めるものであります。

続きまして、予算に関する説明書により説明したいと思しますので、325ページをごらんいただきたいと思します。

収入ですが、1項医業収益、1目入院収益では9,767万 4,000円を、2目外来収益では3億 4,692万円、3目その他の医業収益では、室料差額収益や公衆衛生活動収益及び先ほど他会計からの補助金でも説明いたしました一般会計負担金も含め1,384万 2,000円を、次に、2項医業外収益、2目他会計負担金では、先ほども説明しましたが、繰り出し基準に基づく今年度償還する企業債利息の3分の2、303万 9,000円を、3目他会計補助金では、繰り出し基準に基づく補助金と病院運営費補助金として6,475万 2,000円を予定しております。

次に、327ページをお開きいただきたいと思します。

支出ですが、1項医業費用、1目給与費ですが、病院は専門資格を持った多くの職員で構成されておりますので給与費の割合が高く2億 3,691万 4,000円を、2目材料費についてはほとんどが薬品費で1億 7,090万円を、3目経費1億41万 8,000円の主なものは、ページを返していただき、12節賃借料の医療機器やコンピューターなどのリース料や、14節委託料の血液などの検査や給食業務、また清掃業務、次のページの医事業務、医療機器保守点検、また15節負担金はほとんどが派遣医師に対する県負担金などであります。

次に、4目減価償却費1,202万 1,000円は、本年度分の減価償却費であります。

ページを返していただきまして、330ページをごらんいただきたいと思します。

2項医業外費用、1目支払利息387万 2,000円は、企業債の本年度分の支払い利息であります。

なお、資本的収入及び支出については最初に説明してございますので、以上で市立病院事業会計予算の説明を終わります。

常井委員長 笠間市立病院事業会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

市村委員。

市村博之委員 質問させていただきます。

資本的支出収入の差額で、これは水道会計も同じなんですけど、過去の内部の留保資金を差額に充てているんですが、大変勉強不足で申しわけないんですが、ちょっと見た段階で、今、貸借対照表で現金預金が大体 1,200万円だよね。そうすると、内部留保資金も、これは償却費で違うから、過去は結構償却できたんでしょうけれども、ことしも 1,200万円ぐらいの償却ということを見込んでいたみたいなんですけど、その償却の積み上げた内部資本もだんだん底をついていていいのかな。ざっと見ただけで申しわけないんだけど、今ここで緊急に見ただけなんで、済みませんが、その点一つ。

もう一つ、この市立病院は、私も合併して初めて内容を見させていただいたんですが、収益事業も支出に合わせて収益を積み上げたような予算書であることは間違いないと思うんだよね。結局、予算を編成する以上、支出に合わせないとバランスが狂うから、無理して充てている。そのために、各界から、代表者か知患者か知りませんが、集めて懇談会を開いて、抜本的にこれから病院の方向を考えていくということだろうと思うんですが、どういう構成メンバーでそれをやっているか。

それ2点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが。

常井委員長 市立病院事務局長。

中村(章)市立病院事務局長 まず、1点目の手持ちの現金というか、それにつきましては、320ページをごらんいただきたいと思います。

平成18年度笠間市立病院事業予定貸借対照表というのがございますが、そちらで、一応予算を組む段階での3月31日の予定ということで、現金預金については2,800万6,000円を考えております。

次に、検討委員会のメンバーということでございますが、先ほど各界各層と申し上げましたが、現在考えているのは、学識経験者、ここは市内の医者を考えています。それと、市議員の方、あと患者さんですか、それと病院の役割等に関し識見を有する者ということで考えております。

以上です。

常井委員長 市村委員。

市村博之委員 どうも済みません。ちょっと読み込み違いしまして、1,200万円現金預金と読んじゃって申しわけなかったんですが、どこを見たか私も。申しわけなかったです。

大分、内部留保資金が枯渇しているということだと思えます。でね、テンパちゃって、余裕がなくなっているというのがこの実態かなという感じはするんですね。

それと、毎年、先ほど言いましたように支出に合わせて収入のバランスをとった予算書をつくっているというような状況なので、できれば本当に知恵を絞っていただいて、どういう方向で病院を持っていくか。多分これ市長も頭痛いんじゃないかと思うんですね。

簡単に廃止するには患者はいるしということで、いろいろ問題があると思いますが、本当に知恵を絞ってやっていただきたいなという感じはしています。

そういうことで、要望ということで、質問じゃないので、最後は、よろしく願いしたいと思います。

常井委員長 市立病院事務局長。

中村（章）市立病院事務局長 先ほど市村委員の方から 1,200万円というお話で、それは 323ページの19年度末ということでございます。

常井委員長 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

入れかえのために暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分休憩

午前 11 時 46 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、社会福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

福祉事務所長保坂悦男君。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 大変ご苦労さまでございます。

保健福祉部、福祉事務所、社会福祉課所管に係る平成19年度一般会計歳入歳出予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の18ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

12款 1 項 2 目民生費負担金でございます。2億 8,606万 2,000円のうち、1 節障害福祉費負担金 215万円でございます。障害者の個人負担等でございます。心身障害者扶養共済掛金負担金 208万 8,000円等でございます。

次に、19ページでございますが、13款 1 項 2 目民生使用料、1 節社会福祉施設使用料 100万 8,000円でございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金、2 節の障害福祉費負担金でございます。2億 9,005万 3,000円でございますが、主なものにつきましては、身体障害者補装具給付費負担金 2 分の 1 でございます。725万円。特別障害者手当等給付費負担金、4 分の 3 補助率で 1,459万円。一番下でございますが、新たに自立支援法がございまして、障害者自立支援給付費負担金、2 分の 1 で 2億 6,626万 3,000円でございます。

ページを返していただきまして、4 節でございますが、生活保護費負担金 7億 2,042万

3,000円でございます。生活保護費の負担でございます、国から4分の3負担でございます。

次に、下の方にいきまして、2項2目民生費国庫補助金でございます。2節の障害福祉費補助金2,126万6,000円でございます。ここにつきましても、障害者地域生活支援事業費補助金、自立支援法に基づくものでございますが、2分の1、2,075万4,000円でございます。

次に、23ページに入りまして、4節の生活保護費補助金98万8,000円でございます。

ページを返していただきまして、24ページの下段の方でございます。15款1項1目民生費県負担金でございます。一つ目といたしまして、1節社会福祉費負担金のうち、一番下の行旅死亡人取扱費負担金でございます。53万6,000円。それと、2節の障害福祉費負担金1億3,773万1,000円でございます、ここにつきましても障害者自立支援法に基づく支援費負担金4分の1でございますが、1億3,313万1,000円でございます。

次に、25ページの上段で、4節生活保護費負担金1,984万8,000円でございます。

次に、2項2目の民生費県補助金でございます。一つ目の1節社会福祉費補助金428万8,000円、2節の障害福祉費補助金1,313万7,000円、ここにつきましても自立支援法の関係で、一番下でございますが、障害者地域生活支援事業費補助金、4分の1で1,037万7,000円でございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと思います。

上の方に、6目土木費県補助金、2節の住宅費補助金ということで3万円ほどございます。これも社会福祉課所管の補助金でございます。

ページを返していただきまして、28ページ中ごろでございますが、2目の民生費委託金とございまして、1節、2節等がそれぞれの委託金関係でございます。

次に、29ページに入りまして、2目の利子及び配当金関係でございます。中ごろにまいりまして、上から11行目、地域福祉基金利子、それと福祉更生事業基金利子ということで基金がございまして、今まで決済性預金でしたが、今度、一部普通預金に回りまして、そこからの運用利子がここに書いてあるとおりでございます。

次に、32ページにまいりまして、一番下の方でございますが、20款3項1目地域改善対策住宅新築資金等元利収入でございます。305万9,000円でございます、それぞれごらんのとおりでございます。

次に、36ページにまいりまして、雑入関係でございます。下から2行目でございますが、社会福祉協議会借地料負担金ということでございます。社会福祉協議会から笠間支所の分の借地料83万3,000円、約3,252平米ほどの土地の借地料等でございます。

歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、恐れ入りますが、61ページをお開きいただきたいと思います。

民生費でございますが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。15億8,499万3,000円でございます。社会福祉に係る民生委員、児童委員、社会福祉協議会、あるいは介護保険等の費用に要する経費を計上してございまして、主なものにつきまして、ページを返していただきまして、13委託料でございますが、5,163万4,000円でございます。2番目の地域ケアシステム推進事業委託料2,050万5,000円でございます。次に、新たに地域福祉計画策定委託料489万6,000円でございます。それと、その下の地域福祉センター管理業務委託料、友部社会福社会館の関係でございますが、2,447万8,000円、それと一番下、新たに今年度戦没者追悼式委託料ということで130万円計上してございまして、8月に合同での追悼式を予定しているところでございます。

次に、63ページの19節負担金補助及び交付金7,356万4,000円でございます。中ごろにいきまして、社会福祉協議会の補助金5,675万円、二つ飛びまして、民生委員児童委員協議会補助金1,208万円、それと、隔年実施なんです、遺族連合会の特別補助金ということで133万9,000円でございますが、春と秋に靖国神社の参拝事業への補助でございます。

次に、25節の積立金につきまして209万2,000円、地域福祉基金の積立金の運用利子分相当でございます。

それと、28節繰出金でございますが、介護保険等の繰出金、ページを返していただきまして、2目の障害者福祉費でございます。6億8,337万4,000円でございます。身体障害者、知的障害者、精神障害者等への費用等でございます。主なものにつきましては、13節委託料で6,548万3,000円でございます。ページ下の方へいきまして、65ページにいきまして、地域活動支援センター委託料5,802万2,000円でございます。

それと、20節の扶助費でございます。6億906万3,000円でございます。主なものといたましましては、身体障害者補装具給付費1,450万円、ページを返していただきまして、特別障害者手当給付費1,945万5,000円、それと、先ほど来出ておりますように障害者自立支援法に伴います給付費で、下から2番目でございますが、新たに障害者自立支援給付費ということで5億3,035万9,000円でございます。今まで3障害それぞれの給付費等があったんですが、こちらの方に一つに包含されたということで大きな金額になっているところでございます。

次に、70ページに移らせていただきまして、7目の社会福祉施設費4,587万6,000円でございますが、いこいの家はなさか、あるいは愛宕の福祉センターの費用等でございます。

8目人権・同和対策費457万9,000円でございます。人権思想啓発とか、人権に対する団体等への経費でございます。

次に、75ページでございます。

1目の生活保護総務費でございます。4,318万7,000円でございます。生活保護に係る人件費等でございます。

次に、76ページの2目の扶助費でございます。9億6,289万3,000円でございます、生活保護8種類の扶助費がそれでございますけれども、それらに対する費用等でございます。

終わりに、3款4項1目災害救助費50万円でございます。災害見舞金等でございます、住宅の全壊、半壊、流失、あるいは災害等が起きた場合に、それぞれの世帯に対しまして5万円の見舞金を支給する予算でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

常井委員長 社会福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時より再開します。よろしくお願ひします。

質疑は午後お願ひします。

午前11時59分休憩

午後 零時58分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が午前の部で終わっております。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉さん委員 一つは、障害者の自立支援法なんですけれども、去年のあれで、利用者、障害者が施設やなんかに行った場合に1割利用料がかかりますよね。重い人ほど負担がふえるということで、すごい問題が多く出てきまして、そういう中で、今度のこの予算書の中に、そういう手当が2分の1とかいろいろありましたけれども、それが含まれている。どういう形で、国の方も見直しを迫られていたと思うんですよね。そういう中でどういうふうに反映されているのか、ちょっと1点伺います。

それから、63ページの遺族連合会特別補助金133万9,000円、これは隔年で靖国神社参拝のための補助金とおっしゃいましたか。

今、靖国神社というと、遊就館というのもありまして、あそこは戦争を正しい戦争だったというようなことで、戦争で亡くなった方のあれは、本当にご家族も含めて大変な思いをしているのでそれはあるんですが、そういう遊就館とか、意見の分かれるところだと思うんですよね。その遊就館なんかの、戦争を賛美している、正しい戦争だったと。今、総理が参拝したりなんかで、いろいろ外交問題でも話題を呼んでいるところですよ。そういう点では、こういうのは要らないんじゃないか。個人で、補助の対象からは外してもいいんじゃないか。

あと一つは、71ページ、同和問題です。去年も意見が出たと思うんですが、同和行政についても、いろいろ行政と癒着して利権あさり、そういうのがものすごく増えてきて、国

もその同和特別法制は2002年でやめているわけですよ。ちゃんと一般行政に移すべきだということで、そういう点で、ここにまた去年と同じぐらいの額ですよ。同和について、いろいろ笠間とか友部もありますし、人権というのは民生委員さんとかいろいろな形で社協なんかでも取り組まれていると思うんですが、ここにやられている同和は、国がもうやめているわけですし、去年あたりもすごい癒着と利権とのあれもあるので、その辺で。

常井委員長 横倉委員さん、あと少し簡潔に質問してください。

横倉きん委員 そうということで、その見直しをしていただきたいなと思うんですが、その3点お願いします。

常井委員長 福祉事務所長。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 横倉委員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自立支援法の関係でございますけれども、自立支援法につきましては、昨年の10月に本格施行されまして現在に至っているところでございまして、大きくは、措置から支援制度ということでございます。

支援ということで、障害者の方がみずからその福祉サービスを選択をいたしまして、そしてみずからそのサービスを受けるというシステムでございまして、ページで申し上げますと、66ページ、そこに障害者自立支援給付費ということで5億3,035万9,000円、それぞれ給付の扶助費の措置がのっているところでございます。知的障害者とか精神障害者とか、あるいは身体障害者、3障害がここにそれぞれ包含をされて、それぞれの入所とか通所関係もここに出ているところでございます。そういうことで、1割負担ということで負担はなりますけれども、この自立支援によりまして、幅広い選択がみずからできるということで制度的になったところでございます。

これの負担金ということで、すべての障害につきまして、あれば、補助金とかわって、あればすべてが負担をいただくということで、国から2分の1、県から4分の1、そして一部分担負担ということで1割、残り市町村でそれぞれ措置をするという内容でございまして、笠間市につきましても、それぞれの障害の方がおりまして、身体障害者の方につきましてもは2,474名、知的障害者が459名、精神保健福祉手帳交付者が218名ということで、それぞれ3障害ありまして、その方が利用しているということでございます。

それと、2番目の、63ページ、遺族連合会特別補助金ということで133万9,000円補助をしているところでございますけれども、これにつきましては、3市町、旧笠間、旧友部、旧岩間ということでそれぞれ隔年実施しているということで、それを新市になりましても受け継ぎまして補助をするという内容でございます。靖国神社へ参拝いたしまして、その後、遊就館という話がありましたけれども、聞くところによりますと、浅草寺、浅草ですね。こちらの方ということで伺っておりますけれども、春と秋それぞれ実施をいたしまして、バスでそれぞれ行く内容等でございます。

それと、71ページの同和行政でございます。これにつきましては、委員からもご指摘ご

ございましたように平成14年3月で特別法が一般法になりまして、一般行政ですべての行政について扱うということをごさいます、これにつきましても昨年来議論いただいております、特別扱いしないで、一般行政の中でそれぞれの事務事業を展開していくという内容をごさいます、今までのようなことでなしに展開してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 障害者自立支援法給付費が5,335万9,000円出ているということなんです、1割負担に対する所得の軽減とかなんかは利用者で今やられていると思いますけれども、根本的には、その1割負担ということ、これはとんでもない、自立支援じゃなくて自立を破壊するものだということが、すごく実際起こっている。そういう中で、それに対する減額とかそういうものは、新しい施策としてはまだ決まってないのでしょうか。

常井委員長 福祉事務所長。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 これにつきましては、目下、県、国の方で、工賃とか、あるいは給食費とか、そういう食費関係、これについて手元に残る手取りが一般から見ても大変負担が大きいということがありまして、これも制度がある程度固まったようございまして、これにつきましては内容もこの中に盛り込んで、それぞれ負担金をいただきながら措置していきますので、昨年とはまた違った形で、国とリンクしたような形でそれぞれ措置をしまして、障害者の福祉向上のために前進していきたいと考えております。

以上でございます。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 その辺で、施設の方からの要望とかなんかは、具体的には出ていないのでしょうか、その部分では。障害者は、きょうはぐあいが悪いからお休みとか、きょうは風邪引いたからとか、あとは子供とか障害者を施設に出したいんだけど、1割の負担が重いから毎日出せないということも聞いています。そうすると、今までは1人当たり幾らでしたけれども、行った日にちの計算ですよ、今は。そうすると、施設の経営も困難になってくるし、今、自分で選択できるというふうな形になりましたけれども、実際は自分で希望するところに行けるような状況では、そうそう選択できる幅広いものはないと思うんですよ。グループホームにしたって何だって、なかなか笠間市内でそういうものが自由に、グループホームに入りたいから入れるという状況が一つはあるのでしょうか。施設からの要望やなんかを受けているか、またそういうグループホームなんかも希望する人がすぐ入れるような状況があるかどうか。

あと一つは、同和の問題ですけれども、去年とことしも同じに出ているわけですけれども、その事業について、どういう活動をしているか把握しているかどうか、またやっているものをぜひお聞かせください。

常井委員長 福祉事務所長。

保坂福祉事務所長兼社会福祉課長 自立支援法の関係につきましての施設からの要望でございますけれども、身体施設については15施設、知的障害施設については27施設ございまして、それぞれ食費関係とか工賃の関係の幅広い見直しといたしますか、要望がそれぞれ出ておまして、国の方でもその要望を受けてやっているところでございますので、これにつきまして大変前進したのかなという感じがしてございます。

それと、三つ目の同和の関係につきましての内容把握につきましては、補助金の交付申請をいただきまして、その後、年度末に実績報告をいただきますので、活動、あるいは事業のお金の関係と含めてうちの方で把握をして、適正に補助金を支出しているところでございます。

以上でございます。

常井委員長 次、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑終結いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 2 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保育所を含む子ども福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

子ども福祉課長町田誠一君。

町田子ども福祉課長 それでは、子ども福祉課関係の、特に歳入についてご説明を申し上げます。

まず、18ページの方をお開きいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金の方になります。その中の2目民生費負担金のうち、3節に児童福祉費負担金2億6,607万8,000円計上がございます。それについての主なものにつきましては、保育所入所児童保護者負担金といたしまして2億3,114万1,000円、また児童クラブ関係の保護者負担金といたしまして3,000万円を計上しております。

次に、20ページになります。

14款国庫支出金の1目民生費国庫負担金です。そのうち、ページを返していただきまして、22ページになります。3節児童福祉費負担金でございますが、そこに4億8,843万4,000円を計上しております。それについての主なものにつきましては、児童扶養手当関係の負担金等がございます。それに、児童扶養手当負担金といたしまして1億1,090万9,000円、それから保育所関係の運営費の負担金といたしまして1億1,820万5,000円を

計上しているところでございます。

次に、14款国庫支出金になります。3節の児童福祉費補助金といたしまして、次世代育成支援対策事業にかかわるソフト交付金といたしまして1,619万2,000円を計上しております。

次に、24ページをお開きください。

15款県支出金、1目民生費県負担金でございます。3節児童福祉費負担金といたしまして2億2,337万9,000円を計上しております。主なものとしましては、県からの児童手当の給付負担金として8,535万円、保育所運営費といたしまして5,910万2,000円を計上しております。

次に、25ページの15款県支出金、2目民生費県補助金、子ども福祉課分としましては、4節児童福祉費補助金といたしまして3,073万5,000円を計上しております。主なものとしましては、ページを返していただきまして、特別保育事業費補助金1,006万1,000円、放課後児童健全育成事業補助金といたしまして1,514万9,000円を計上しております。

以上が、子ども福祉課関係の収入の予算でございます。

続きまして、歳出の方についての予算についてご説明いたします。

71ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、7億1,332万2,000円を計上しております。主なものとしましては、1節に、各種委員会等の経費といたしまして、39名分の報酬として236万1,000円を計上しております。

また、7節賃金、臨時雇賃金は、児童クラブ指導員関係の経費といたしまして6,962万4,000円を計上いたしました。

続きまして、ページを返していただきまして、72ページになります。

15節工事請負費として2万円を計上しております。これにつきましては、家庭児童相談室がございます。そこに直接、電話できる電話機の設置費でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金に民間保育所への入所負担金といたしまして4億9,385万8,000円、また次世代育成支援事業対策補助金といたしまして3,238万5,000円、特別保育事業補助金といたしまして1,509万2,000円を計上しております。

次、73ページになります。

2目の児童手当費でございます。20節の扶助費、児童手当5億8,697万5,000円を計上いたしました。

3目母子福祉費でございます。3億3,299万5,000円を計上し、主なものとしましては児童扶養手当として3億3,272万8,000円を計上いたしました。

次に、保育所費でございますが、全体で3億7,310万5,000円を計上しております。主なものとしましては、74ページになります。11節需用費に、入所児童369名分の給食費の費用といたしまして、賄材料費2,949万7,000円を計上しました。

次に、75ページ、14節使用料及び賃借料に、友部保育所等の土地賃借料としまして 179万 1,000円を計上いたしております。

以上が、子ども福祉課関係の歳出でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

常井委員長 保育所を含む子ども福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

市村委員。

市村博之委員 児童クラブについて質問させていただきたいと思うんですが、委員長にお願いがあるんですが、少し長くなりますが、ご勘弁のほどお願いします。

常井委員長 できるだけ簡潔にお願いします。

市村博之委員 質問は3回ですので、要領よくやらせていただきたいと思います。

児童クラブのことについていろいろ調べることがありまして、かなり運営上問題があるんじゃないかということがありますので、それについていろいろな点から質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、前もって予算委員会に先立って、二、三日前に10項目ほど質問状を出しておきましたので、その回答をお願いしたいんですが、まず読み上げてみます。

予算委員会で質問するというので、あらかじめ10項目につきまして質問状を渡しておきました。現在の児童数、一応私の計算では定員 500になってはいますが、実数何名か、また指導員の数。来年の受け入れ児童数及び指導員の数。現在入所している障害者児童者数。来年度の障害者児童の入所予定数。各クラブの組織体制、管理体制ですね。簡単に言えば責任者の有無。それと指導員の研修体制。それと、実施要綱に必要に応じて保護者会を開くことができるかとあるんですが、今年度の実施状況。それと、各クラブに対する実情把握のための職員の活動内容、これは理由は後で申し上げます。

それと、これは職員からちらっと聞いたんですけども、父兄から誓約書を出しているということだが、実施要綱及び運営基準にないので、どういうことで誓約書を出しているか。それと、今月初めのころに指導員の人事異動をしたが、そのときに指導員の意識調査、並びに人事効果、各指導員の能力をどのような形で調査したか。

これについて、まず説明を受けた上で、これをもとに順次何項目か質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 それでは、市村委員さんの質問に対してご説明を申し上げます。

まず、初めに現在の児童数及び指導者ということでございますが、平成19年3月現在で児童数は 390名になっております。指導員につきましては59人でございます。

次に、来年度19年度の児童数及び指導者数ということですが、予定している入所児童数は443名を予定しております。指導員につきましては、同じく59名でございます。

次に、障害児の受け付け状況ですか、18年度及び19年度ということですが、平成18年度につきましては、今現在3名ほどおります。そのうち、1人は療育手帳所有、2人につきましては身体障害者手帳所有ということになっております。また、19年度につきましても、同じ3名が入所する予定でおります。そのほかに、配慮が必要と思われる児童につきましては3名ほどおります。

次に、その児童クラブについての休憩室関係の用意等ということだと思っておりますが、現在、障害者を受け入れている児童クラブ3校につきましては、休憩室があるのは一つのクラブです。19年度は、待機児童解消のため、このクラブの休憩室が学童保育に戻ってきますので、笠小につきましては教室が二つ使えるようになりますので、その一部を休憩室にしたいなと思っているところでございます。

次に、各クラブの組織体制ということでございます。合併前に、各児童クラブは指導員の合議制によりまして運営しておりました。合併後、平成18年当初に主任指導員を設けて運営に入ったわけですが、指導員の方から反発的なものがございます、途中でやめた事実がございます。その理由としましては、主任指導員という格付になりますと責任関係のことがあったようでございます。

また、現在は交代制で各クラブの代表を務めていただきまして、交代制によりまして指導員会議等を実施したり、指導員をまとめる主任制度について、指導員の人望や経験等が必要なため、指導員研修等を重ね、人材育成を図った上で検討していきたいなと思っております。

指導員の研修体制ができていいのかという質問でございますが、平成18年度におきましては、市主催の救命講習会に38名の方に参加していただいております。また、県の放課後ケースワーカー研修ということで、29名の方に参加をしていただきました。これは二つの会場に分かれております。

これからにつきましても、18年度行いました研修については実施していく予定でありまして、19年度からは、内原養護学校の協力を得ながら障害児保育等の研修も行っていきたいなと思っているところでございます。

次に、保護者会の組織運営でございますが、笠間、友部地区の児童クラブにつきましては、保護者会を年2回ほど開催しております。父母会については、行政からの働きかけでなくて、保護者みずからの自発的な発生のものが一番理にかなっているのではないかなという部分もございます。

次に、各児童クラブの実情把握のための職員の活動内容ということでございます。月1回程度を目標といたしまして、地区ごとに、また全体で指導員会議を行っております。

あと、父兄からの誓約書を提出させているという件でございますが、入所児童の帰宅に

については、保護者の迎えが原則としてお願いしているところでございます。しかし、合併前から入所している児童で、帰宅時に保護者が迎えに来られない家庭や児童クラブから塾に通わせたい保護者等が何人かおりました。また、兄弟で児童クラブに入所しまして、お兄さんが下校時間まで待っていただいて小さい子と一緒に帰ると、兄弟2人で帰るといふ部分もございますので、危険性も伴うことから、現在は、保護者承諾をしていただいて誓約書を提出していただいている状況でございます。

最後に、指導員の人事異動の関係でございますが、旧笠間地区につきましては、指導員の配置がえを行っていなかったと思います。その関係で、クラブ間のつながりが薄い部分もあり、運営方法やその内容にばらつきがあったと。また、友部地区では、指導員の配置がえを毎年行っていたようでございます。クラブのつながりも良好で、運営方法や内容についても余りばらつきはなかったと、そういう情報を得ております。また、岩間地区につきましては、まだ開設して年が浅かったということもありました。

平成19年度につきましては、本年1月下旬に全指導員の希望調査を行いました。その上で配置がえを行った次第でございます。

昨年以上に、クラブ間のつながり、地区クラブ間の連絡も向上するよう、さらなる運営努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

常井委員長 市村委員。

市村博之委員 丁寧なお答えをありがたいと思いますが、今、これ、ランダムに10項目ほど並べたんですが、当初、委員会の質問が3回と思ってなかったものですから、自由にできるということを前提にこういう内容で質問状を出しちゃったものですから、大変申しわけないんですが、実は、これ整理すると、三つの問題に整理できると思うんですね。一つは規約の面、規則の面、二つ目は運営の問題、三つ目は組織の面。一つずつ、最後には説明しますが、何が問題かということをお話して、質問したいと思えます。

まず、法制面、規約面で、実施要綱と運営基準を私読ませてもらったんですが、この組織では、全く情報を得られない組織をつくってあるんですね、外部機関からも保護者からも。何が大切かという、一つは、来年度450名近い子供を預かる組織としては、かなり閉鎖的な組織であるということなんですね。

子供を取り巻くいろいろな環境問題というのは、新聞ざたで当然ご存じだと思うんですが、学校その他の機関、幼稚園、保育所、学校、行政、保護者、指導員、それらが集まって問題点を考えたりする組織には全然なっていないんだね。前の旧友部、笠間には、運営協議会ということで、各機関の代表者が集まって協議する機関はあったんですが、今度の規約を見ると、まるっきり閉鎖性、情報を全く得られないような組織をつくっているということ、これが一つ。

これは運営面でもちょっとかかわり合ってきますので、運営基準に書いてありますので、

それについてまた後で説明したいと思いますが、二つ目、誓約書の問題なんですが、実施要綱と運営基準には、全く誓約書なんか出てこないんですね。

実施要綱、運営基準というのは、正直な話、条例でも何でもないので、議会を通す必要は全くないんだよね。簡単に言えば、行政の皆さんで変えられるわけだ。その実施要綱、運営基準に全くないことを、誓約書を取ってある程度裁量的余地をつくるというのは、ちょっと規範意識からいくとおかしいんじゃないかなと思うんですね。一つ問題は、自分らがつくった規約をみずから破っているということ。原則は保護者のお迎えですよと書いてあります。それを破っているわけです。

二つ目、多分、塾に通っている子供を早く帰宅させるということで誓約書を取ったという話も聞いているんですが、450名、ことしの場合は390名かな、ほかの父兄でも多分そういう希望の人はいると思うんですよ。周知徹底すればもっともっと希望者はふえると思うんですよ。ところが、一部の人間だけにそういうことを出させて原則を破るということは、ある意味ではダブルスタンダード、行政の公平性からいくとちょっと問題。これが法制面から見てちょっと問題があるなということなんですが、二つの運営の問題、これは障害者の入所の問題なんだね。

実は、私、児童クラブのこともありまして、滋賀県の野洲市というところに、政務調査費を使って訪問させていただいたんですが、かなり障害者に対する対処の方法というのはきちんとしているんですね。もちろん障害者だって、学童クラブに入ることはこれから当然出てくるんですが、今の体制を見ると、とても受け入れ体制になっていないような気がするんです。

現場の指導員に聞きますと、自閉症の子供を預かるのは大変難しいと言っている。その子供さんを扱う場合、野洲市の児童クラブの責任者のお話を聞いたんですが、野洲市の場合は、障害者のいろいろな調査をするわけね、個人個人。入所した人にも。ADHDなり、LDなりいろいろなことを事細かに調査しまして、それで障害者入所判定委員会を開きまして、受け入れるかどうかというのをやるんですが、笠間でやれという意味じゃないですよ。それだけ相当慎重を要する作業だということ、言えることは。

これは次の指導員の研修にもかかわってくるんですが、障害者を入れるに当たっては、かなり研修システムを確立しないと、専門的な知識がないとやっていけないということなんですね。

私、野洲市に行ったときに責任者に言われましたが、たまたま車いすの障害者の方がいたんですが、その方に対しては、学童保育の受け入れに対しては何ら問題ないそうなんです。だれが見ても障害者とわかると、子供同士でかなりフォローするそうです。ところが、一番問題は、自閉症やADHDですか、注意欠陥症多動性障害というのかな、その子供に対してはいじめがあるそうです。ですから、障害者が入所する場合は、よほど慎重に扱って、なおかつ指導員の研修体制を確立しないと難しいということなんですね。

この運営基準を見ると、指導員の務めに、各関係機関かなんかわかりませんが、連絡として自分らが処理しろということみたいな感じなんですね。

学校の先生に、実は私、今回、保育所、小学校、教育長にもちょっと会って話んですが、学校の小学校校長いわく、大変なことだよ、自閉症の子を預かっているのはと。実際学童保育でとっているみたいなんですが、私は心配でそのことをいつも言っているというわけですね。それを預かるんですから、ある意味では無謀だよなという感じなの。それはいいんだよ、預かっているのは。ただ、その研修体制が全くなっとなんかということだ。

ちょっと心配になったのは、問題意識が役所の方にはないんじゃないかなという気がするんだよ。リスクというのをよく考えてこういう問題は扱わないと、難しいんじゃないかなということ、これが運営の問題。

組織の面、これちょっとお話ししたいんですが、今回の人事異動を含めて、正直なところ、いやあ大変なことやっているなというのが本音。なぜかという、この組織、各児童クラブの責任体制って全くないのね。責任者はいない。責任者がいないということは、人事考課もできないわけだ。どれが適切でどれが適切じゃないか。また、それを吸い上げる組織もないわけだ。

そういう体制だから、今ここに野洲市の、後で担当課には差し上げて、読んだら後処分してもらいたいんだけど、野洲市では、個人個人の障害者の記録が全部載っているわけ。個人記録もみんな載っているわけ、1年間の個人記録。毎日毎日障害者には記録とるそうです。1年の総括で、全部ここに書いてあるのは対人関係、自我形成、コミュニケーション、持っている力、状態、援助計画、評価日、状態のということで、全部細かくやるんだね。そうしないと、実際問題として障害者を預かることはできないということだものね。その子供に対する正確な情報を持ってないとトラブルが起きる、問題が起きるということだ。今の組織体制、責任体制のあり方では全くそれができないということだよ。

それをなしに、今回いきなり人事異動やっているみたいですけど、人事異動というのは、組織の活性化なり、指導員の視野を広げたり、いろいろな面があると思うんですよ。少なくともプラン面。ただ、各クラブの状態とか、指導員の能力、その他を全然把握しないでやる人事異動というのは、皆さんに置きかえて考えてみたらいいと思うんだよ。職員として、能力評価も何もなしに、ただ将棋のこまのように右から左やられたら、いい仕事ができるかどうか。それをいきなりやること自体が果たしていいのか。

それと、各児童クラブに責任体制がないと、障害者のいろいろな記録の情報漏えいの問題がある、情報の管理問題が出てくると思う。こういう資料が外部に流出したら、基本的な人権問題に発展するから、よほど情報管理というのはきつくしないとだめなの。ましてセンシティブな情報ですから、そういった場合、今のような体制で果たしていいのかということだと思うんだよ。

それで、ちょっと長く説明すると委員長にしかられますので、次の質問ちょっとあるん

だが、今のような組織で、果たして指導員に対して、危機管理で一応マニュアルつくってんだよね、危機管理の場合こういうことしなさいよと。果たして今のような状況、責任体制も何もない、果たしてマニュアルが有効に活用できるのかどうか、それが一つ聞きたい。

ですから、簡単に言えば、運営基準に指導員は常に学校と連絡をとり合っただけで情報を入手しろと書いてあるんですが、極めて抽象的、だれがフラットな状態で入手できるの。その情報とるための責任者もだれもいないわけだ。そういうことでどう考えているか、もう1回お答え願いたいと思うんだ。

でも、誓約書の問題についてはいい。これはあんまり入ると、今、誓約書出して子供をやっている人に対して迷惑かけるから、これ以上はやらないけれども、職員には悪いけれども、自分らがつくった基準、運営基準、実施要綱だけはきちんと守るようにしないとだめだよ。これ問題あったときだれが責任とって謝るの。少なくとも実施要綱、運営基準に沿った行動をとってれば、この実施要綱、運営基準をつくった人間が責任を問われるのであって、みんなが問われるわけじゃないんだよ。それだけちょっと頭に入れておいてもらいたい。

それと、障害者を入れる場合、障害者に対する情報を担当課で把握しているのか。その正確な情報を指導員の方に伝達しているのか、これをもう1回聞きたいと思う。

それで、もう一つ、研修体制、次年度の研修体制は具体的にどの程度予定しているのか、内容。それで、全体か個別か。それちょっと、より具体的に聞かせてほしいんだ。

それと、最後にもう一つ、指導員に対しての資格要件というのは果たしてどうなっているのか。

野洲市の場合は、聞きますと、資格持っている人が専任指導員ということで、その他に、パートの方はといっても、野洲市の場合は全員が資格を持っているみたいなんです、責任体制をきちんとしているのね。笠間の場合は、資格ある人間も資格ない人間も同等に扱っているのか。それをちょっと聞かせてもらって、次の3回目、最後になりますが、もっともっと言いたいことあるんですが、余り長くかかると申しわけないので、それをお答え願いたいと思います。

常井委員長 子ども福祉課長秋山久男君。

町田子ども福祉課長 市村委員のご質問に対しましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、指導員に対しての資格の件でございます。今現在、保育士の免許、幼稚園教諭、小・中学校の教諭、そういった許可を持っている方が、今現在、59名のうち45名ほどおります。そういった中で運営をしているところでございます。

あと研修体制につきましては、先ほどちょっとご説明申し上げましたが、18年度については、2回ほどの研修のほかやってなかったという面がございます。これにつきましては、19年度以降、先ほども申し上げましたが、内原の養護学校の協力を得ながら障害児に対する保育の研修、それとまた養護学校と相談しながら、こういったものがあるといいか、その辺で

考えながら、いろいろなものを考えて実施していきたいなと思っております。

それから、障害児に対する入所後の記録等については、今現在やってないのが事実だと思います。

常井委員長 秋山子ども福祉課長補佐。

秋山子ども福祉課長補佐 まず、情報が得られないという問題点を協議する場があるのかということなんですけれども、各クラブの指導員と月一度を目標にという説明はしておりますが、合併後は地区ごとに分かれまして指導員会議を開催して、笠間は5回、友部7回、岩間4回、全体で2回ほど、計18回ほど開催して、問題点等があればその場で協議しております。

それから、障害児の入所については、保護者、指導員、それと役所の方で協議しまして、こういった受け入れ体制ができるのか、あるいはできないのかをよく話し合ひまして、保護者によっては、そのクラブに普通の一般の子供とただ一緒に接していただければいいという保護者の方もいます。

これは先ほどの記録にも結びつくんですけれども、その子供に特視して記録をつけるということは、先ほど課長の方から話がありました養護学校の先生との協議の中でも、特段必要ではないのではないかと。養護学校の方でも、全教員が全部の子供に対してつけているということではなくて、ある教員はつけているような方もいますという話でありました。でも、その子供に対しての障害の程度であったり、あるいはこういった配慮をすべきなのかについては、委員おっしゃるようにととても大切なことでもありますので、保護者からのお求めがあれば、これは指導員と協力しましてつけていきたいと思っておりますが、今のところそういった話も出ておりませんし、児童クラブでは日誌をつけておりますので、その情報の管理という部分からも、個人ごとの記録簿ということではなくて、指導員の日誌の中で対応していきたいと思っております。

それから、運営基準、マニュアルが有効活用できるかということなのですが、一応、この運営基準、マニュアルについては、指導員と協議のもとに作成したものであります。これに沿った形で運営していただきたいということでもあります。

責任者管理体制ができていないのではないかとありますが、冒頭課長が説明したとおり、当初は、子ども福祉課の方でも何とか設けたいなと。旧友部では、合併当初、役所の方で指定して主任指導員を設けた経緯がありましたが、取りやめとなっております。なかなか現場で、平たく言えば同じ賃金では嫌だとかいうこともありますので、これは今後の課題ではないかなとは思っておりますが、今のところ、合議というか、クラブ全体で指導員が協議して、子ども福祉課と協議の上、運営していくこととしております。

以上であります。

常井委員長 市村委員。

市村博之委員 今の答えは、答えになっているかどうか、ちょっと私も今頭の中で考え

ているんですが、ちょっと心配なのは、秋山君の方の説明からいくと、行政の主体性というのがないような気がするんだよね。責任は、事業主体は行政なんだよね。

先ほど養護学校と児童クラブで、養護学校はこうやっているからうちも大丈夫だというように感じて私は聞いたんですが、養護学校というのは、少なくとも障害者を一元的に管理する組織なんだよね。それと児童クラブを一緒くたにして、片方の先生が言ったから大丈夫ですという話は、申しわけないけれども、考えてんの、と聞きたくなる。養護学校は、少なくとも組織的に学校なんだよね。責任者はいるし、専門家はいるし。児童クラブは、責任者はいない、研修もない。だけど、養護学校で言われたから大丈夫なんだという認識で、果たしてやっていけるか。すごくそれは疑問に思うよ。

それと、主任指導員を決めたら問題があるからやめましたと。問題があればやめましたといったら、すべて済んじゃうよね。問題があるからどうするかと考えると、それで、丸投げなんだよ、すべて。月1回程度巡回して話を聞いたからスムーズにいつているなどというのは、とても考えられないよね。よく運営基準見てみな。指導者と一緒に考えてつくったと言うけれども、この運営基準の根本的な責任体制というのは現場なんだよね。そういう運営基準をつくって果たして大丈夫か。

一つすごく感じたことは、みんな生身の人間 450人も集めて、そして社会的に子供をめぐる問題があるということ認識していないような気がするんだよ。ただ、子供を集めて遊ばせていけばいいという感じで。障害者を入れる場合は、クールダウン室を設けないと絶対だめですよと言われましたけれども、そういう問題含めて、果たして多角的に検討したのか。

これ、あんまり一人でやっているとな長くなるので、適当におさめますが、もう1回根本的なシステムから考えると、これは大変なことになるよ。

小学校の生徒の生活の時間は、今、逆転しちゃって、児童クラブの方が多そうです。年間の時間帯数からいくと。その中で、行政も専門家がいなくて、現場は任せっ放し、月1回程度の連絡会議、それもどっちかという、いろいろ話を聞くと、一方的な権威を持って役所主義をやっているような状況で、果たしてこれがスムーズに回転するかどうかというのは、もう1回よく考えた方がいいと思う。これは助役によくお願いしておく。これ、抜本的に組織を考えないと、いずれ事故起きるよ。いつかテレビの前で市長初め頭を下げるような事態になるような気がして心配する、余計な話だけど。大体、組織で、責任も何も無いような無責任体制をつくっておいて、現場に任せしておくという自体がちょっと異常だよ。

長くなるからこれでやめておきますが、実は、もっともっといっぱい言いたいことがあったんだけど、大分はしよりました。私の意のあるところを酌んで、今後改善していただきたいと思います。

一応、私の質問は終わります。

常井委員長 秋山補佐。

秋山子ども福祉課長補佐 私の言葉が足りなかったのかと思いますが、養護学校の先生が協議の中でそう言ったからそうだということではないんです。ある面ではそういうことがありますよということで、別段児童クラブを悪くしようと思っているわけではないので、それは教わりながら、協議しながら運営していきたいと思います。

それから、市がつくった実施要綱ですので、あくまで責任は現場ではなくて市の方にあると考えております。

以上です。

常井委員長 ほかにございませんか。

萩原委員。

萩原瑞子委員 同じ学童クラブに対してなんですけれども、昨年、夏休み期間中に所外活動、行動は禁止ということが出ましたけれども、それに対して今年度はどのような対応をされていかれるのか、お聞きします。

というのは、やはり子供たちを預かる、いろいろな面で市村委員さんが言い尽くされたかと思うんですけれども、子供の環境というのは物すごく大事で、子供のためのというのが、ちょっと行政の方に欠けているんじゃないかという、私は思いをしております。

子供たちの環境づくりというのを第一に考えれば、いろいろなことが可能になってくるんじゃないかなと思うんですね。あの中で、ただ見ていけばいいということじゃないと思うんですよ。子供がいかに環境の中で生き生きと、そして子供たち一人一人の個性を伸ばしたり、子供たちにいろいろな体験をさせたり、経験をさせたりというのも含めての環境だと思うんですね。ただその場面を見ていけばいいということでは、絶対ないと思います。

特に、高齢者が入っている施設だっでごらんなさいよ。季節があれば外のお花見に行く、夏になれば海へも連れていくだろうし、紅葉の時期になれば外にも連れていくんですよ。ましてや子供たちですよ。あの決まった中の範囲の中で夏休み40日間閉じ込めておくなどということは、普通の親としては絶対考えない部分だと思うんですね。そういうのを平気でおっしゃる行政には、物すごく不信感を持っております。

それを踏まえて、昨年は夏休みの所外行動を禁止されましたけれども、ことしもそれと同じにするのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 萩原委員さんに対しての説明を申し上げます。

まことに申しわけないんですが、19年度も、18年度同様、同じ考えで夏休み期間中はやっていくつもりであります。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 市村さんのお話を伺って、これは親が働きに出て子供をその後学校で預

かるという、結局学校に押しつけられたような部分で、まあちょっと預かっていればいいだろうという、私も感覚でいたんですけれども、現実の問題点指摘されたら、やはり大変ですね。

萩原さんの意見は、子供の福祉ということもありますけれども、親がそこに預けるときというのは、親が仕事でどうしても手がかけられないということを想定しているのです。それだけの人数とキャパシティを備えるだけの児童クラブに大幅な予算をつければまたできると思うんですけれども、今のままではできないということだと思いますね、私は。

基本的には市村委員の意見に賛成ですので、もう1回考えをきちっととらえ直して、大事な部分だというふうに、児童クラブの場合は組織を立て直されたいかがかだと思いますね。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 夏休み、長期期間中の校外活動ということで、18年度前、17年度、合併する前までは、各笠間地区、友部地区で実施されてきたと思います。ただ、17年度にできた岩間地区に対しては、こう言ってはまた逃げると言われるかもしれませんが、責任問題が生じてきます、何か事故あった場合に。そういった場合で、岩間地区に対しては全面的に中止にしていたようにございます。

そういったことから、いろいろ合併のときに協議しまして、それは少し考えるべきだということで、18年度につきましては実施しなかったわけでございます。

以上です。

常井委員長 横倉委員。

横倉きん委員 一つは、学童保育の保育士さんの研修なんですよね。今、ほとんどパート、臨時職員だと思うんです。そういう中での研修が、研修にかかる費用というか、その時給やなんかもちゃんと出すのかどうか。研修ですと、仕事にかかわる研修なので、きっちり時給とかそういうのをちゃんと計算してしかるべきではないかということで、その辺もどう考えているか。

あと一つは、子供の食育、今、学校教育でもものすごく食育の問題が重視されています。小さいうちから、成人病の予備軍というのが小学校でも何人も出ている。そういう状況の中で、この学童保育、片方ではちゃんと教育やっているけれども、みんな色つきから何つきから、おやつの問題で、もう少しこれはこれから検討してしかるべきではないか。

ちょっと聞きましたら、お店にお任せで持ってきてもらったりもしているようですし、本来ならもう少し、栄養士さんは学校にもいるわけですので、すぐできなくもこの辺を検討すべきではないかと思うのですが、その辺の考えを伺います。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 まず、研修費についてでございます。この研修費につきましては、今現在、18年度実施した中でございますが、予算的には交通費程度の予算でございます。

また、食育につきましては、今現在、毎月 5,000円の保育料のほかに、おやつ代として 1人月 1,000円、その程度の負担でございます。そういった中で、ある程度おやつにつきましては限られてくるのかなと、今のところそう感じております。

以上です。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 交通費というと、研修の場所までの交通費でしょうか。これはやはり大事な保育にかかわる仕事のうちですから、それなりの日当を払うべきではないかというのが、もう一度です。

それと、もう一つ聞こうと思ったんですが、次世代育成支援の事業ということで、ここにもちょっと出ているかと思いますが、具体的に、次世代育成事業はどういうことか、今この予算に出ている中身についてお尋ねします。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 先ほどの研修の件でございますが、費用弁償といいますか、日当的なもので今のところは済ませております。

あと、次世代育成関係の補助になると思うんですけども、これは、現在のところ国の方から来ている基準によりまして保育所関係で行う事業の中でございます。例えば延長保育事業、世代間交流事業、あとは幼児の健康支援ですか、一時預かりとか、それに対して、今お話がありましたような食育事業、そういったものについての実績に応じて補助されるということです。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 この次世代育成支援というのは、10年の時限立法ですよ。どうしたら少子化を解消するか、何としても解消したいということで時限立法がつくられていると思うんです。そういう点では、今言われた程度の、前にも児童館の建設なども友部のときは21年ごろということも言われていましたけれども、児童館の建設についてのそういう話などは、まだ全然出てないんでしょうか。

常井委員長 子ども福祉課長。

町田子ども福祉課長 児童館の建設については、計画の中で21年ごろ検討するというような、実施じゃなくて検討するというような考えで計画にはのっております。

常井委員長 萩原委員については、先ほど質問しているので遠慮していただきたい。1回でも一たん切らしていただくものだから、申しわけありません。

質疑終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分から再開いたします。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後2時19分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金の節で、高齢者福祉費負担金でございます。1,783万4,000円を計上しております。主なものにつきましては、老人施設入所措置費個人負担金1,581万1,000円でございます。

以上が、高齢福祉課関係の主な歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

61ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費でございます。ページを返していただきまして、63ページになりますが、28節の繰出金、介護保険特別会計繰出金6億2,296万7,000円でございます。以下につきましては内訳となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと思います。

高齢者福祉費の13節委託料でございます。7,329万3,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、いきいきふれあい通所事業委託料1,425万6,000円、愛の定期便委託料1,133万7,000円、福祉バス運行委託料1,967万6,000円。

19節負担金補助及び交付金9,909万2,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、水戸地方広域圏事務組合負担金ひぬま荘2,031万円、全国健康福祉祭笠間市実行委員会負担金2,123万円、シルバー人材センター補助金1,943万円、ページを返していただきまして、敬老会実行委員会交付金1,999万5,000円。

20節扶助費8,216万8,000円、主なものにつきましては、老人施設入所措置費7,992万5,000円でございます。

以上で、高齢福祉課関係の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

常井委員長 高齢福祉課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

野口 圓委員 最後の老人施設入所措置費というのは、一体内容はどのようなことですか。

常井委員長 高齢福祉課長。

中村(一)高齢福祉課長 老人施設入所措置費でございますけれども、養護老人ホームがございます。その養護老人ホームに入所している方に対する措置費でございます。

常井委員長 ございませんか。

市村委員。

市村博之委員 水戸地方広域圏事務組合負担金ひぬま荘 2,031万円なんだけれども、私、広域の議員やっているから内容わかっていますので、1点だけ聞きたいの。

笠間地区から、昨年度何人ぐらい宿泊で行っていますか。

常井委員長 高齡福祉課長。

中村(一)高齡福祉課長 737名になっております。

常井委員長 市村委員。

市村博之委員 この運営については、我々代表が行っていますから何だかんだ言うつもりはないので、ただ、旧笠間時代でも800万円出しておいてたしか二、三百人で、1人1万円か2万円やっちゃった方がいいななんて話が出たぐらいあれなんですね。これは当然解散するわけにはいかないだし、できれば利用促進のPRをした方がいいんじゃないかなという感じしますよ。732人で2,000万円払っているのではなかなか大変だね。1人当たり2万円払っても一千五、六百万円で済んじゃうような状態なので、できれば利用促進の方法を市報あたりに載せて図るようお願いした方がいいんじゃないかなという気がします。

やったからといって、こうってはおかしいかもしれませんが、私も一回行ったことあるんですが、とても泊まれるような施設じゃなかったことは確かなので、難しいとは思いますが、よろしくをお願いします。

常井委員長 高齡福祉課長。

中村(一)高齡福祉課長 ひぬま荘の方でも、利用者の向上に向けた会議等を行っておりますので、関係市町村の方でも協力をしていきたいなとは思っております。

以上です。

常井委員長 ほかにございますか。

萩原委員。

萩原瑞子委員 ことしの敬老会の予算が1,999万5,000円とってありますけれども、ことしの内容をちょっと教えていただきたいなと思います。

常井委員長 高齡福祉課長。

中村(一)高齡福祉課長 ことしは招待者を統一いたしました。75歳以上の方をご招待するということになりました。笠間地区全地区で93地区ございます。そこで各実行委員会が立ち上がりますので、その実行委員会に運営等についてはお任せをしまして、主催等については笠間市が主催ということになります。1人当たり2,000円の費用です。

常井委員長 横倉委員。

横倉きん委員 64ページ、説明の方の地域支援事業繰出金、括弧して介護予防事業62万円と、地域支援事業繰出金、包括的支援事業・任意事業なんですけど、864万3,000円、これは具体的に利用者はどのようになっているんでしょうかね。介護予防事業でも、なかな

か年とった人がいろいろ筋トレやっても、逆にぐあいが悪くなってしまったりなんかもあると思うんですが、今の現状どのようになっているか。

それと、包括支援事業の内容、具体的にどのように進められているのか。

それと、介護保険の見直しによって、今まで介護ベッドとか車いすなどが利用できていた方たちが、介護予防の認定の変更によって使えなくなって、自分で買わざるを得ない、そういう人が何人も出たかと思えます。そういう今まで使えた人が使えなくなった人が何人ぐらいいるか。そして、今、国会でもそういう問題が取り上げられて、画一的にはしない、事情がある人には車いすとかベッドなどの対応も柔軟的に考えていくというようなことになってきていると思うんですが、その運用面でどうなっているか。

あとは、今、施設に入っても、痴呆やなんかで夜と昼が逆転して、施設から、もう引き取ってほしい、施設でも面倒見切れないというような声が寄せられているんですよ。何のために介護保険やったのか。自宅で見られれば他人に見てもらわない。自宅でもどうしてもお世話できないから施設に頼んでいるんだということで、そういう切実な声もあるんですよ。そういう点の実態はどうなっているか。

この間お聞きしましたら、指導はしているということですが、そういうことを施設にきちっと実態がどうなっているかを聞いているかどうか。そして、その指導がどうなっているか、伺います。

常井委員長 保健福祉部長。

加藤保健福祉部長 今、横倉委員の方から繰出金の内訳についての説明を求められたと思うんですが、これはあくまでも介護保険、介護サービス事業への繰出金でございますので、今のようなご質問等については、介護保険会計の中でご質問していただければと思いますので、よろしく願います。

常井委員長 質疑終結いたします。

次に、笠間市介護保険特別会計歳入歳出予算の審議に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入の方でございます。

223ページをごらんいただきたいと思えます。

保険料でございます。介護保険料でございますが、第1号被保険者保険料でございます。現年度分特別徴収保険料6億5,767万7,000円、現年度分普通徴収保険料1億388万円でございます。これは65歳以上の方が納めていただく保険料となっております。

続きまして、3款国庫支出金でございます。1目で介護給付費負担金7億5,500万円でございます。ページを返していただきまして、調整交付金1億75万円、4目の施設整備事業補助金、これは地域介護福祉空間整備事業補助金1,500万円。

続きまして、4款支払基金交付金の1目介護給付費交付金でございます。11億7,025万円。続きまして、県支出金、介護給付費負担金、本年度予算につきましては5億5,987万5,000円、主なものにつきましては、介護給付費負担金の5億5,987万4,000円でございます。

続きまして、7款繰入金でございます。1目介護給付費繰入金4億7,188万5,000円本年度計上させていただいております。主なものにつきましては、介護給付費繰入金4億7,188万5,000円となります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

228ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1目一般管理費、本年度計上が1億1,863万3,000円でございます。主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金でございます。地域介護・福祉空間整備事業補助金1,500万円でございます。

続きまして、230ページをお開き願いたいと思います。

2款保険給付費でございます。1目居宅介護サービス給付費でございます。本年度予算11億9,000万円でございます。続きまして、3目地域密着型介護サービス給付費でございます。本年度予算2億7,000万円でございます。5目施設介護サービス給付費17億6,000万円でございます。9目居宅介護サービス計画給付費2億1,000万円でございます。

2款保険給付費、1目介護予防サービス給付費でございます。本年度予算が9,500万円でございます。

ページを返していただきまして、233ページのところでございます。2款保険給付費、1目で高額介護サービス費6,000万円でございます。

2款保険給付費、1目で特定入所者介護サービス費でございます。本年度予算が1億5,100万円でございます。

236ページをごらんいただきたいと思います。

4目の任意事業でございます。本年度予算2,282万8,000円でございます。主なものにつきましては、20節扶助費、家族介護用品支給費1,766万円でございます。

あと6款公債費、1目元金で1,766万6,000円でございます。

常井委員長 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課所管の笠間市介護保険特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉さん委員 先ほど申し上げました質問、ここでのよろしいのかと思いますので、先ほどの介護予防と地域包括センターの部分、あとは介護の状況ですね。

常井委員長 高齢福祉課長。

中村（一）高齢福祉課長 まず、介護の認定の状況でございますけれども。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 介護予防事業やっていますよね。その事業の内容、受けている人とか。それで実態はどうかということですか。

あとは、地域包括支援センターですか、分かれましたよね。介護の中からそういうのができたということでやられていますよね。その問題。

あとは、施設に入所されている方が、夜と昼を取り違えてすごく手がかかるから引き取ってほしいということで困っている状況というか、そういうのが寄せられたものですから、実態がどうなっているか。勤めていたら、夜面倒見るということは、仕事と両立できないので、施設に預けても、そういうことで引き取ってほしいということだと、介護保険が利用できない。せっかく保険は積んでいても、実際利用できないでは困ってしまうということで、そういう実態が寄せられたんですが、そういうことをつかんでいるか。また、そういうことに対する指導やなんかはどうなっているか、伺います。

常井委員長 高齢福祉課長。

中村（一）高齢福祉課長 地域予防なんですけれども、地域予防に関しましては、特定高齢者の把握事業とか、あとは一般高齢者の事業とかあります。

特定高齢者事業につきましては、健診協会等の調査結果に基づいてやっていくわけなんです。現在、候補者として276名おまして、そのうちの147名の方について予防事業等を行っているところでございます。

あと、ちょっと行ったり来たりしちゃいますけれども、施設から出なければならないケースについて、十分家族の方と話をしてもらうということになります。今のところそういうトラブルはないということです。また、施設の方の指導もやっておりますので、そういうことがありましたら、十分に指導を徹底していきたいと思っております。

包括支援の方は、もう一度、申しわけありませんが、内容をちょっと。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 包括支援事業というのが去年あたりからできてきたわけですね。包括支援事業、介護保険の中で介護予防とかそういうのができた中で、介護度の見直しがあって、地域支援事業交付金というふうに224ページにも出ておりますけれども、包括支援事業・任意事業になっていますが、今現在どういう内容で進められているのか。

常井委員長 高齢福祉課長。

中村（一）高齢福祉課長 地域支援事業につきましては、保健センター等で転倒予防と

か、あとは地域包括支援センターが現在3カ所できております。そこに3名の職員がおりまして、そこで介護予防の担当をしておるわけですが、地域包括支援センターの内容につきましては、相談業務とか、あとはケアプラン事業というのがあるんですが、要支援者のケアプランをつくっております。現在、件数といたしましては、要支援、要支援1、2の方につきましては、ケアプラン作成件数につきましては252件でございます。そういう方について、要支援のサービスケアプランをつくりまして実施しているところでございます。

常井委員長 横倉委員。

横倉さん委員 最後なんですけれども、包括支援事業はわかりました。地域支援の介護予防で、今、276名中147名が予防に来ているということなんです、これ、交通、足の問題というか、そこまで通うのになかなか参加できないとか、そういう問題があるんじゃないかと思うんですが、276名中147名も、この3カ所の地域包括センターの中でやられているのかどうか。何カ所でやられているのでしょうか。

常井委員長 高齢福祉課長。

中村(一)高齢福祉課長 これは通所介護予防事業の3カ所とか、保健センターの事業としまして運動機能の向上の事業とか、栄養改善事業、口腔機能の向上の事業等の参加者ということになっております。

常井委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

次に、笠間市介護サービス事業特別会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

高齢福祉課長中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

254ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1目介護予防サービス計画費収入でございます。本年度1,537万5,000円となっております。

歳出についてでございますけれども、1款サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費、本年度予算1,394万円でございます。主なものにつきましては、13節委託料、ケアプラン作成委託料696万8,000円となっております。

以上で、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

常井委員長 高齢福祉課所管の笠間市介護サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

以上で、保健福祉部所管の一般会計、特別会計歳入歳出予算の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

3時5分から再開いたします。

午後2時54分休憩

午後3時02分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、産業経済部所管の審査に入ります。

グリーンツーリズム推進室を含む農政課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

農政課長横田文夫君。

横田農政課長 農政課の横田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

私の方から、笠間支所、岩間支所の産業振興課の農政の部分を含めました農政課所管の歳入歳出予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、歳入の部から説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては割愛させていただきます。主なものや新たなものについて説明をさせていただきます。

18ページをごらん願います。

12款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金、下から2行目の3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金423万5,000円のうち、農政課の所管は1件でございます。右手説明の欄の茨城・栃木県境地域鳥獣害防止対策協議会受益者負担金98万5,000円でございますが、イノシシやハクビシンなどの被害防止の対策を広域的に推進していくという目的で、ことしの2月に笠間市も加入しましての茨城、栃木両県の県境地域に位置します12市町の構成により茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会が設立されまして、19年度から時期を同じくした一斉駆除及びその生態や被害発生情報の共有、電気さく、防護ネット、捕獲わな等の導入を行い、対策を講じていくというものでございます。電気さく等を希望する皆さんに購入していただく際の負担金ということでございます。

なお、これらの一斉駆除や電気さく、保護わな等、資材の購入につきましては、国の補助が受けられるというものでございます。

次に、26ページをごらんいただきます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金6,585万4,000円、1節農業費補助金4,107万4,000円でございますが、農政課所管の補助金は10件でございます。合計では1,115万4,000円となっております。

主なものとしたしましては、上から3番目の中山間地域等直接支払事業補助金 108万5,000円でございますが、これは中山間地域等に位置します地域における農業生産性の向上、農村集落の活性化、耕作放棄地の防止と、農地が持つ多面的な機能の保全などを目的とした取り組み活動への補助金でございます。対象地域としたしましては、旧笠間の南指原地区、金谷地区でございます。

次に、この下の段の地域数量調整円滑化推進事業補助金 173万3,000円でございますが、これは米の生産調整に伴いますもろもろの事務経費等に対しましての補助金でございます。

次に、ちょうど中ほどのいばらきの園芸産地改革支援事業補助金 386万1,000円でございますが、栽培技術の改良による品質の向上や生産の拡大、出荷方法の改善、販路の拡大を図ることなどに要します事業経費に対しましての補助金でございます。歳出のところでも触れさせていただきます。

次に、この下の段のいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金 160万円でございますが、農業者みずからが創意工夫をしながら行う新たな取り組みに対しましての支援のための補助金でございます。歳出のところでも触れさせていただきます。

次に、36ページをごらん願います。

20款諸収入の雑入でございます。上か5番目のクライנגルテン借地料負担分 108万8,000円でございますが、クライングルテンの敷地の約3分の2が借地であることによります借地料でございまして、クライングルテンを指定管理者、農協ですが、農協に移管した後、指定管理者からこの借地料を一度市の方へ納入していただくということでございます。さらに、それを市の方から地権者に対しましてお支払いをするということになるわけでございます。

次に、この下のクライングルテン保険料負担分20万円でございますが、これはクライングルテンの宿泊施設やクラブハウスなどの火災保険料でございまして、これも指定管理者農協から市の方へ納入していただきまして、市から保険者に支払いをするというものでございます。

加入契約ですが、これは従来どおり市が行い、保険料の負担は農協が負担するというところでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出の部に移らせていただきます。

なお、職員給与費など義務的経費につきましては省略させていただきます、主なもの、また新たなものについてのみ説明をさせていただきます。

88ページをごらんいただきたいと思っております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農林振興費、上から2行目の13節委託料 294万円でございますが、農林業振興基本計画策定業務委託料でございまして、今後における食料の安定供給の確保、農村地域の多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展と振興のため

の指針といたしまして、笠間市総合計画に基づきまして策定するための委託料でございます。

次に、この下の14節使用料及び賃借料 108万 9,000円、土地賃借料でございますが、歳入のところでも申し上げましたクラインガルテンの敷地の賃借料でございます。

次に、この下の15節工事請負費 280万円でございます。まず、排水整備工事費65万円でございますが、クラインガルテン敷地内の雨水排水の状態の悪い箇所、2カ所ほどございますが、これの工事費でございます。

次のクラインガルテン施設補修工事費 215万円でございますが、宿泊施設、ラウベと呼んでおりますが、この50棟のテラスの塗装工事費でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金 1,452万 3,000円でございますが、次の89ページをごらんいただきたいと思います。上から4番目の茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会負担金 111万 6,000円でございますが、歳入でも触れました電気さくや捕獲わな等の購入の際の負担金でございます。これは、電気さく等を購入する方から市の方に代金を納めていただいた金額と市といたしまして購入する捕獲わな等の購入費を広域対策協議会の方へ負担金として納付するものでございます。

なお、これらの資材の購入は、広域で行うことによりまして有利な補助を受けることができるというものでございまして、広域協議会の方で12市町分をまとめて扱うということによるものでございます。

次に、この下のいばらき園芸産地改革支援事業補助金 386万 1,000円でございますが、県の補助事業でございます。菊栽培において、品質の向上と生産の拡大を図るためのパイプハウスの設置及び電気暖房機等の設備のための費用に対する補助金でございます。補助率は、事業費の3分の1以内となっております。

次に、この下のいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金 160万円でございますが、県の補助事業でございます。事業実施団体は3団体でございます。

1 団体目は、笠間ブランド米生産協議会によるものでありまして、18年度に引き続きブランド米としてのPR、販売促進や生産者のほ場にブランド米生産ののぼり、看板の設置などを行うという事業でございます。

2 団体目でございますが、花卉類、花の栽培で主に花壇の苗の生産グループによりまして商品性の高い花壇苗の生産を目指すということでございまして、パイプハウスにかけるフィルムシート、熱線遮断のためのフィルムということなんですが、これを設備するという事業でございます。

3 団体目でございますが、ゴマの生産組合が産地の拡大と品質の向上、販路の拡大等に取り組むという事業でございます。これらの事業の補助率は、いずれも事業費の2分の1以内ということでございます。

次に、90ページをごらん願います。

4 目の水田農業費で 6,695万 2,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金 6,498万 8,000円となっておりますが、下から 6 行目の、水田航空防除事業補助金 271万 2,000円につきましては、病害虫を防除し、良質米の生産を図るために薬剤の空中散布を行うことに対しましての補助金でございます。

次に、この下の水田農業奨励補助金 5,670万円でございますが、これは需要に応じた米の生産調整を行う必要があるということから、農産物で自給率の低い麦、大豆、飼料作物等を転作作物として奨励し、生産費用の低減と品質の向上を図るために、団地化を推進することなどによりまして、米の生産調整の実行のために、国の産地づくり交付金に対しまして上乗せ補助といたしまして、作物に応じた補助単価を設定いたしまして、面積に応じて補助をするというものでございます。

次に、この下の水田農業条件整備、暗渠排水事業補助金 324万円でございますが、これは水田ほ場の整備として生産調整の達成者が水田の暗渠排水整備工事を行う資材代に対しましての補助金でございます。

次に、95ページをごらん願います。

2 項林業費、1 目林業振興費 425万 8,000円でございます。13節の委託料 121万 8,000円、平地林保全整備委託料でございますが、平地林の保全整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能や自然環境の保全などの役割を向上させるための間伐及び下刈りなどの委託料でございます。

雑駁な説明でございましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

常井委員長 グリーンツーリズム推進室を含む農政課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 7 分休憩

午後 3 時 1 8 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農村整備課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

農村整備課長山口忠栄君。

山口（忠）農村整備課長 農村整備課の所管の予算についてご説明いたします。

座って、済みませんが、願います。

まず、18ページをお願いいたします。

3目の農林水産業費負担金の中の農業費負担金の県単ため池整備事業受益者負担金ですが、これは押辺の田殿地区の受益者負担金です。事業費の25%を見ております。

その下にいきまして、かんがい排水の整備なんですが、これは岩間の泉の北根、これは排水路を整備するための受益者負担金です。事業費の31.2%です。

それから、19ページをお願いいたします。

3目の農林水産業使用料の1節農政使用料についてご説明いたします。これは生き生き菜園はなさかの使用料です。これは友部地内にはなさかという市民農園を開設しましたので、その使用料で、84区画、1区画1万円の代金です。

それから、26ページをお願いいたします。

4目の農林水産業費県補助金についてですが、そのうちの1節農業費補助金については、市が行う整備事業及び事業推進の県補助金で、7件で2,482万3,000円を計上しております。

2節の林業費補助金は、継続事業で行っている本戸前山線の開設事業の県補助でございます。2,362万2,000円を計上しております。

なお、県の予算が確定されておりませんので、変更の可能性もありますので、それは補正予算で対応したいと考えております。

33ページをお願いいたします。

2目の農林水産業費受託事業収入ですが、これについては農道整備事業に対する環境組合からの受託事業でございます。

34ページをお願いいたします。

4目の雑入なんですが、2節の雑入、上から9行目、国・公団営霞ヶ浦用水事業計画償還助成金についてですが、これは国営事業の償還金の金利4%を超えた部分の国県の助成でございます。152万3,000円を計上しております。

それから、37ページ、農林水産業債についてご説明させていただきます。1節の農業債については、土地改良事業等の実施に当たり政府資金等の借り入れでございます。2節の林業債も、同じ林道開設の実施に伴う政府資金の借り入れでございます。詳しくは、10ページに内容が記載されております。

歳出に入ります。

91ページをお願いいたします。

6目の農地費についてご説明いたします。この目は、主に農村農地及び農道等に関する基盤整備維持管理を行う費用でございます。前年対比では1.5%の減となっております。予算の増については、主に委託料、それから負担金、新規事業であります農地・水・環境保全対策事業、それから石岡台地の国営事業償還金の負担金が増になっております。予算の減のものについては、工事請負費の減です。これは継続事業が終わったため、鍋内農道とか小原の排水路が終わったためです。それから、県の補助枠の減少によるものです。

それでは、8節の報償費なのですが、これについては市民農園の講師謝礼ということで新規事業で上げております。それから、11節の需用費ですが、光熱水費、これも市民農園のための水道料金で増額になっております。

それから、13節委託料なのですが、これについては。

常井委員長 ページ数を言っていただきたいと思います。それで、簡潔に説明してください。

山口(忠)農村整備課長 済みません。91ページです。

すべて今のところのは91ページの13節の委託料で、13万7,000円というのは市民農園の清掃委託料でございます。

それから、次の92ページ、1,500万円というのは、友部町の上町の埋蔵文化財調査委託料でございます。

それから、その下にいきまして、282万円ですが、これは友部町ほか2地区の補助金を受けるための活性化計画の策定でございます。

それから、14節の使用料及び賃借料ですが、これは新たに市民農園の土地代でございます。

その下いきまして、15節工事請負費ですが、この中で大きい1,570万円については、2地区、大田町、北根の排水整備工事でございます。1,000万円については、押辺地区の田殿池のため池整備事業の工事です。3,510万円については、3地区の農道整備にかかわるものでございます。

それから、16節原材料費100万円については、農道等の材料支給の代金でございます。

19節の負担金補助及び交付金ですが、これについては40件あります。全体では2億8,101万9,000円を計上しております。関連する負担金については、まとめて説明いたします。

まず、土地改良連合会の負担金ですが、68万3,000円を計上しております。霞ヶ浦関係では、霞ヶ浦用水事業県負担金ほか9件で3,961万2,000円を計上しております。石岡台地関係では、石岡台地国営事業償還金補助金ほか10件で4,913万円を計上しております。特に、今回、国営事業償還金の補助金の受益者負担分を霞ヶ浦用水同様市負担としたために増になっております。

それから、経営体育成基盤整備事業の負担金ですが、6地区で4,974万9,000円を計上しております。中山間地域総合事業では、旧笠間地区なのですが、南指原地区の1,766万円を計上しております。

新規事業といたしましては、農地・水・環境保全向上対策事業負担金として288万8,000円を計上しております。これは6地区で250町歩をやる予定でございます。

農村振興総合整備事業は、友部町の農道、排水路、ため池の整備のために3,675万円を計上しております。

その次にいきまして、ため池、農道整備事業償還金補助、これについては旧友部町、岩間町の団体営で事業実施した、ため池、農道等の償還金の債務負担行為で、3件で4,630万7,000円を計上しております。

随分附、大沢、友部中央土地改良区の深井戸と電気代金負担金ですが、これについては322万5,000円を計上しております。これは公共用地等取得のための補償として負担する深井戸の電気代でございます。

土地改良事業運営協議会補助金1,654万3,000円については、土地改良事業運営協議会への人件費2分の1の補助でございます。

小規模土地改良事業補助金150万円については、何人かの方がまとまったときの事業費等の補助金でございます。それ以外については、経常的な協議会の負担金でございます。

常井委員長 説明中でございますが、簡潔にお願いします。

山口(忠)農村整備課長 それから、96ページをお願いいたします。

2項林業費、2目の林道費についてご説明いたします。

大きなものとしましては、委託費なんですけど、これについては土地の委託、測量委託です。用地の委託分です。

それから、工事費ですが、本戸前山線、これが今年度で終了いたしますので、その事業費を上げております。

以上です。

常井委員長 農村整備課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

上野委員。

上野 登委員 一つだけ質問したいと思います。

93ページ、石岡台地土地改良事業経常賦課金の負担金、これはどういう理由で負担するんですか。

常井委員長 農村整備課長。

山口(忠)農村整備課長 これについては人件費等の負担金でございます。

〔「これは賦課金でしょう」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 上野委員。

上野 登委員 これ、経常賦課金とは違うんですか。

〔「これについては、未効果分の人件費の負担金でございます。未効果分といって、効果がまだ実施していない地区の」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 農村整備課長。

山口(忠)農村整備課長 これは石岡台地の事業運営を行う事務費で、10アール当たり450円を計上しております。

常井委員長 上野委員。

上野 登委員 事務費ですか。では、いいです。

常井委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 4 分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

商工課長高安行男君。

高安商工課長 それでは、商工課に関します歳入歳出予算について申し上げます。

初めに、歳入について説明をさせていただきます。

予算書の27ページをお開き願いたいと思います。

15款県支出金、5目の商工費県補助金でございますが、これの42万 5,000円につきましては、岩間安居地内の情報基盤ということで、いばらきブロードバンドネットワークの情報基盤の整備でございます。これについての県の事業としまして、立地企業情報通信基盤整備事業費の25%分の県補助金でございます。

次に、33ページをごらんいただきたいと思います。

20款の諸収入でございますが、6目の自治金融預託金元利収入、節も同じでございます。2,900万 1,000円の主なものでございますけれども、中小企業者に対します資金融資の際、利用者への金利負担を少なくするために、それらの金融機関に貸し付け利率を通常の利息より低利で扱っていただくということで、それらの目的に資金を預託しているものでございます。それらの元金収入といたしまして 2,900万円となっております。

同じく、20款、5項雑入、4目雑入、2節の上から11番目の流通センター整備事業用地取得委託事務費でございますが、これの40万円は、茨城県開発公社から事業用地の維持管理ということで委託を受けております。

以上、収入の方が 2,982万 5,000円ということになっております。

続いて、歳出の方について申し上げます。

予算書の97ページをお開きいただきたいと思います。

6款商工費、1目商工総務費ですが、これらの中で、職員の義務的経費は省略させていただいて、主なものだけ説明をさせていただきたいと思います。

1目の商工総務費、この中での19節負担金補助及び交付金でございますが、これの 107万 1,000円につきましては、笠間、友部、岩間の各たばこ小売組合の運営費補助というこ

とになっております。

次に、2目の商工振興費につきましても、主なものを説明をさせていただきたいと思っております。

この中の11節の需用費 130万 8,000円、98ページをごらんいただきたいと思います。この中で、12の役務費84万 7,000円、その中で通信運搬費の64万 8,000円というのがございますが、これらの通信運搬は、笠間ファンクラブに対します通信関係の郵送料、イベント情報を提供しております。現在の会員数は 770名ということになっております。

次に、13節の委託料でございますが、 747万 2,000円、この中で、上から3行目の清掃委託料 300万円、これにつきましては岩間工業団地内の草刈り清掃の業務でございます。そのほか、登記事務委託料 270万円、これにつきましては稲田石材団地内に土地所有に係る所有権移転登記事務がございます。これらの相続人の中にアメリカ国籍である方がいる関係上、そちらの方の渉外弁護士を含んだ中での登記委託事務ということで計上しております。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、99ページの上から11行目に当たりますが、産業祭の補助金 200万円でございますが、こちらにつきましては岩間商工会の産業祭でございます。これらは、商工会、農協、団体等において構成されております。

次に、自治金融・振興金融保証料補給補助金 3,600万円、こちらにつきましては、中小企業者が融資を受ける際、信用保証料としまして、これらの基準料率は1.35%となっておりますが、こちらの1%の利子補給を行っております。それらの金利の負担の軽減を図りながら、中小企業の対策を図っているということでございます。こちらの保証期間は、融資を受けた日から3年以内ということでございます。

続いて、自治金融・振興金融利子補給補助金の 2,450万円、これにつきましては、笠間市中小企業事業資金融資あっせん規則に基づいたものに対して、利子補給交付規則によってこれらの補給をするわけなんです、これらの補給が1%限度ということになっております。こちらの金利負担の軽減を図ることによりまして、中小企業の対策ということで進めているところでございます。

その次、商工会補助金 2,140万円、これは笠間、友部、岩間の各商工会に対します商工業の振興策ということでの運営費補助でございます。

そのほか、100ページに入りまして、上から2番目の立地企業情報基盤整備事業費補助金82万 5,000円、こちらは歳入で申し上げました岩間安居周辺のいばらきブロードバンドネットワークの情報基盤に対する整備費の補助金でございます。

その次、ふるさと友部まつり実行委員会補助金 700万円、今までは行政主体で市が主体となっておりますが、19年からは団体へ移行した関係上、友部商工会が主体となって事業を起こしますので、そちらの補助金でございます。

その次に、石材スラッジ処理協同組合補助金 100万円、これは羽黒稲田石材処理協同組

合の運営費補助でございます。これらの石材関係は、バブル崩壊後、建築資材や墓石などの需要の不振と安価な中国製石材製品の輸入増大によりまして、石材産業は大きな打撃をこうむっているような状況にあります。近年、石材加工の過程の中で発生しますスラッジや木っ端など、そういったものの産業廃棄物の処理に対して経営が困難となっているような状況でございます。これらの環境問題とか、公害問題も発生するおそれがありますので、自然環境が破壊される、それが危惧されるということで、石材産業の活性化を図るための支援ということで、こちらの支援を桜川市と笠間市で支援をすることになりました。

その次、21節の貸付金 2,900万円は、自治金融の預託金でございます。これらの預託金は、融資あっせんの際に金利の軽減を図るわけなんですけど、これらの取り扱い金融機関へ預託することになります。こちらの算定そのものは、9月末現在の自治金融保証債務残高に対しまして、当市に係る保証債務残高の割合に応じた中で、茨城県信用保証協会が定めた額に応じて預託しているものでございます。

24節の投資及び出資金ですが、損失補償寄託金 490万円、これは事業資金の融資において中小企業が万一不測の事故によって借入金の返済ができないというようなときに、県の信用保証協会が企業にかわりまして金融機関の方に代弁済を行います。

こちらの方のものを、9月末現在の残高に対しまして、そちらの方の代弁済関係の推測を見込んだ中でやっていきます。この中での80%は、中小企業事業団の方から保険として賄われるわけですが、残り20%の損失に対しましては、寄託金と保証金は2分の1を補てんする寄託金ということでございます。これらの損失補償金は、損失の負担に応じて、後でしようしができた場合にはその分戻るという仕組みとなっております。

以上が、商工観光の主な要点のみの説明でございますが、以上で説明を終わりにさせていただきます。

常井委員長 商工課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑終結いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課所管の一般会計歳入歳出予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

観光課長井口 清君。

井口観光課長 それでは、観光課所管の歳入歳出の説明ということで、あわせて笠

間支所、岩間支所の観光の部分も含めまして説明をさせていただきたいと思います。主なものについての説明といたします。

まず、歳入になります。

19ページをお開きいただきたいと思います。

使用料及び手数料でありまして、上の段の方、公有財産使用料77万円のうち63万 6,000円分ということで、高圧電力線の線下敷の使用料、これは工芸の丘の敷地内にございます。また、山麓公園のつつじ公園の敷地使用料ということで、つつじまつりが来月4月4日から始まります。そういう中での物販の部分でございます。

次に、中ごろでありまして、4目の商工使用料であります。これは笠間地区の市営駐車場、荒町、鷹匠町がありまして、この料金として300万円ほど使用料を見込んでおります。それから、岩間地区の宿泊施設使用料ということで、スカイロッジの使用料2,300万円見込んでおります。

31ページをお開きいただきたいと思います。

下から4段目でありまして、8目観光振興基金繰入金ということで1億500万円、これは佐白山の周辺整備事業の繰り入れということであります。

34ページ、雑入であります。雑入につきましては、観光課の部分が12件ほどありまして、3億5,501万8,000円のうち4,935万2,000円の見込みとなっております。その中で、35ページの一番下の段に、つつじまつりの入園料ということで1,750万円見込んでおります。一般500円でありまして3万5,000人分ということで有料、それで見込んでおります。

それから、36ページに移ります。

一番下、宝くじ助成金、バス購入補助金ということで、現在、友部駅から笠間の観光施設を周遊しておりまして、これにつきまして老朽化がきているという中で、購入費ということで見込んでおります。内示の方が県の方から3月12日にありました。これから検討していきたいと考えております。

以上が、歳入であります。

次、歳出に入りたいと思います。

100ページをお開きいただきたいと思います。

観光総務費ということで、これは主に人件費関係、それから観光PR、観光大使を含めて笠間市を県の内外に広くPRしていくということであります。また、各種団体への補助ということで予算づけをしております。

賃金でありますけれども、146万8,000円、これにつきましては、笠間観光大使4名分の年間を通してそのPR用の賃金であります。

それから、下から2番目、12節の役務費であります。142万1,000円、これにつきましては、観光関連の各種イベントの広告料、雑誌関係、それから大使のスポット関係、IBS関係使いまして、そういうもので広くPRしていきたいと考えております。

次に、一番下、13節の委託料で 330万円、これは主に笠間駅前の観光案内所の運営委託料ということで計上しております。

続きまして、次の 101ページに入りまして、一番上の19節の負担金補助及び交付金であります。3,380万 5,000円を計上しております、この中で、市内の観光周遊バスの運行負担金ということで、これらにつきましては、観光関連団体でバス運行協議会を形成しております、設置しております、広く利便性を高めようということで、運行委託料、あるいはリース料含めまして経費の2分の1を笠間市が負担しているということであります。409万 2,000円の負担であります。

続きまして、下から3番目、観光協会補助金ということで 2,566万 7,000円でありまして、これにつきましては運営補助ということで、笠間の観光の振興を図る意味で非常に大事な部分でありまして、匠のまつりとかいろいろなイベント、骨董がらくた市とか、あるいはスカイロッジの運営とか、また笠間ファンクラブ通信とか、そういう部分でPR含めまして運営費ということで支出をしております。

次に、2目の観光振興費であります。観光振興費につきましては、事業関係で、つつじまつり、あるいは菊まつり、ことしは 100回を迎えます。そういう中での計上でありまして、また佐白山から北山、そして愛宕山周辺整備、それぞれの特徴を生かしながらこれから計画していかなくちゃならないと考えております。その部分も入っております。

その中で、7節の賃金であります、403万 3,000円、これにつきましては、佐白山のわきに市営の菊栽培所があります。その部分の囑託1名の部分と、それからつつじ公園の徴収、有料になりますので、その徴収員の分ということであります。

続きまして、一番下の印刷製本費であります。これにつきましては、つつじまつり関係の交通規制図、あるいは入場券、招待券、それから周辺案内図の作成分であります。

次の 102ページであります。

15節の工事請負費ということで1億 500万円計上しております、これにつきましては、佐白山の周辺整備の工事費であります。佐白山につきましては、歴史資源がたくさんあります。そういう中で掘り起こしをしながら、歴史を醸し出すようなことで検討しております。また、そういう中で、周遊性もあわせて、芸術の森公園とか、そういう部分との連携を図っていきたいなと考えております。

次に、18節備品購入費であります、3,000万円、これは歳入の方で申しあげましたように、日本宝くじ協会から周遊バスを購入するということで上げてあります。

19節負担金補助及び交付金であります。810万円、これは笠間のまつりの実行委員会の補助でありまして、ねぶたと灯籠流し、この部分であります。今年度、行政の方針としまして、祇園が1週間ぐらい前にやっているんですね、8月の第1土、日、月ということで。その後笠間のまつりが入ってきますので、それを一体化させようということで、いろいろ調整はしているんですけども、なかなかうまくいっていないということで、今後とも粘

り強く調整をしていきたいと、今、検討しているところであります。

次に、3目の観光施設費でありますけれども、これにつきましては、愛宕山、北山公園各駐車場、工芸の丘の部分の施設管理費ということになります。

103ページになります。

13節の委託料であります。9,190万4,000円計上でありまして、警備委託料ということで、これは愛宕山、北山公園ですか、桜まつり関係を含めましての委託料であります。

続きまして、上から4番目になります。植栽管理委託料でありますけれども、1,062万6,000円、これにつきましては、工芸の丘の芝、樹木管理ということでありまして。

そして、中ごろ、つつじ公園の管理委託料3,500万円、これらにつきましては7ヘクタールつつじ公園がありまして、25品種、8,500本という数値なんですけれども、その中の剪定、薬剤散布、あるいは草刈り、施肥関係を含めましての委託料であります。

それから、その下、スカイロッジ管理運営委託料でありますけれども、2,688万円につきましては、指定管理の宿泊者に対するいろいろな部分、材料費やらそういうものの負担金でございます。

続きまして、14節の使用料及び賃借料であります。973万3,000円、これにつきましては、駐車場、荒町、鷹匠町、これは民地から借りております。それから、北山公園の敷地、愛宕山、佐白山周辺ということで、その賃借料ということになります。

そして、15節の工事請負費でありますけれども、800万円、これは工芸の丘の施設の工事費でありまして、工芸の丘の屋根の部分、センタープラザがありまして、その屋根の塗装工事ということでありまして。

以上が、観光課所管の歳入歳出の説明であります。

よろしくご審議をいただきたいと思っております。

常井委員長 観光課所管の一般会計歳入歳出予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終結いたします。

常井委員長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、あす16日の午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

午後4時03分散会